

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第 1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年）厚生労働省令第 6 号の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第 2 において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第 38 条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施設（(1) による授産	社会事業授産施設		

施設を除く。）			
(3) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 14 項に規定する就労継続支援（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第 11 項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行介護、同条第 5 項に規定する行動援護（以下「居宅介護事業所」という。）、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 15 項に規定する就労定着支援、同条第 16 項に規定する自立生活援助、同条第 17 項に規定する共同生活援助及び同条第 18	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所（以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所		

項に規定する相談支援を行う事業所				
(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	
(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づき福祉ホーム	福祉ホーム			
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設			
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所			
(9) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設			

(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第12条に基づく困難な問題を抱える女性を収容保護するための女性自立支援施設	一時保護所 女性自立支援施設		
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策とし

改 築	ての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成１７年１０月５日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリングラ一設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリングラ一設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成１７年１０月５日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

（２）第２の２の表第３号及び第５号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第７号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。 既存施設等について平成１７年１０月５日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリングラ一設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリングラ一設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成１７年１０月５日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備	平成２５年２月２６日障発０２２６第４号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（３）第２の２の表第４号の施設並びに同号の施設に係る第７号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。

増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	既存施設等について平成１７年１０月５日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発第1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成２５年２月２６日障発０２２６第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(４) 第２の２の表第６号に掲げる施設の場合

整 備 区 分	整 備 内 容
大規模修繕等	既存施設について平成２８年１１月１８日社援発第1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリングラ一設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリングラ一設備等の取扱いについて」により整備

	をすること。
５) 第２の２の表第８号に掲げる施設の場合	
整 備 区 分	整 備 内 容
大規模修繕等	既存施設等について平成１７年１０月５日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年６月２７日社援発０５２０第４号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(６) 第２の２の表第１０号に掲げる施設の場合

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成１７年１０月５日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
	耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改修等を行う次の整備をすること。

スプリングラ ー設備等整備 老朽民間社会 福祉施設整備 防犯対策強化 に係る整備	・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防 用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
	平成１７年１０月５日社援発第 1005007 号厚生労働省 社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけ るスプリングラー設備等の取扱いについて」により整備 をすること。
	平成１７年１０月５日社援発第 1005005 号厚生労働省 社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備につ いて」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。 平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労 働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防 犯対策等の強化に係る整備について」により整備をする こと。

(交付の対象)

４ 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(１) 次の表の①欄に定める施設の種類の②欄に定める設置根拠等により③
欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補
助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠 等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補助 率
(1) 保護施設	生活保護法第 41条	社会福祉法人 又は日本赤十 字社	生活保護法 第74条第 1項	都道府県又は 指定都市若し くは中核市 (沖縄県及び 那覇市を除 く。ただし、 「障害者支援 施設等におけ る防犯対策等 の強化に係る 整備につい	3/4	2/3

						て」による整備はこの限りではない。)		
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第 7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)	3／4	2／3		
(3) 障害福祉 サービス事業所等	7 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」とい	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	

イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	う。）	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項		地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項		社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(7) 応急仮設施設	平成17年10月5日社会福祉庁令第1005010号厚生労働省令「社会・福祉局長通知」社会福祉施設等における応急仮設施設整備の取組について」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(9) 日常生活支援施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

(10) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	社会福祉法人	予算措置	都道府県	3／4	2／3
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設			
7 女性相談支援センター一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項	都道府県指定都市	1／2
1 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	都道府県	1／2

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、

これを切り捨てるものとする。

(1) 4 (1) の補助事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1ー1、別表1ー2、別表1ー3又は別表1ー4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合約は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4 (1) の表の①欄に定める施設の種類のごとに、別表1ー1、別表1ー2、別表1ー3又は別表1ー4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類のごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、4 (1) の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

ア 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(b の場合を除く。)
30,500千円(初度設備相当を併せて整備する場合は32,130千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合42,580千円(初度設備相当を併せて整備する場合は44,210千円)

c 防災拠点型地域交流スペースの場合(d の場合を除く。)
41,400千円(初度設備相当を併せて整備する場合は45,830千円)

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、58,760千円(初度設備相当を併せて整備する場合は63,190千円)

(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

(2) 4 (2) の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－3又は別表 1－4 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。

イ 4 (2) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1－3又は別表 1－4 の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ないほうの額を交付額とする。

(3) 4 (1) の事業に係る 6 (1) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表 1－5又は別表 1－6及び別表 5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 4 (2) の事業に係る 6 (2) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表 1－5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(5) 次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 4 (1) の事業の場合

(ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のうち「4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5) のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4 (1) の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のアの表の④欄に定める国庫補助

率」とそれぞれ読み替えて適用する。

(イ) (ア) 以外の施設の場合

(3) のイ中「4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5) のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・障害者支援施設 ・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）	5/6	4/5
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5

ウ	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（本道施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5
エ	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に	・女性相談支援センター一時保護所 ・女性自立支援施設	5/6	4/5

- イ 4（2）の事業の場合
- （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合
- （2）のア中「4（2）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（5）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。
- （イ）（ア）以外の施設の場合
- （4）のイ中「4（2）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（5）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	・女性相談支援センター一時保護所 ・女性自立支援施設	2/3

- （補助金の概算私）
- 7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、

国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるとする。

(交付の条件)

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙３の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
- (5) 都道府県、指定都市が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。
 - ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、別紙８の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。
 - オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の

資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
 - イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物等の用途
 - (ウ) 入所定員又は利用定員
 - ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
 - エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。
 - カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、別紙７の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。
 - なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
 - また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。
 - ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされ

た指定寄付金を除く。
ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。

(7) (6) により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が(6)のキによる報告を受けた場合には、別紙 8 により地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(8) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) 間接補助事業者が(6)により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当す

る額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者（施設設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。）は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9 に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
地方厚生（支）局長は、9 若しくは 10 による申請書が到達した日から起算し、原則として 4 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙 4 の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 5 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（8 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

14 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により 6、9、10、12 及び 13 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその

定めるところによるものとする。

別表 1－1

算 定 基 準

【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			
1 種 目	2 基 準	3 対 象	経 費
本体工事費	ア 定員１人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表２－１又は別表２－２に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表２－３に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （ウ）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表２－４又は別表２－５に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （エ）地震防災対策特別措置法第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表２－４又は別表２－５に	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	

	掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部政策及び拡張 平成１７年１０月５日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部政策及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。 ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成１７年１０月５日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。 エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。 オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、１施設当たり60,700,000円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には１施設当たり67,500,000円を基準額とする。 高齢化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「60,700,000」を「80,700,000」、「67,500,000」を「8
--	--

	9,600,000」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第１項第３号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。	9,600,000」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第１項第３号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費	
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費	
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な買付料、工事費又は工事請負費	

別表 1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（３の（２）、（３）及び（４）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備			
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	
本体工事費	○ １施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表 3-1 又は別表 3-2 に掲げる 1 施設あたり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。 (イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-1 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 3-4 又は別表 3-5 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設当たり基準		

	準単価を基準額とする。 (カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 5 号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。	準単価を基準額とする。 (カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 5 号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。	解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
--	---	---	--------------------------------	------------------------	--

別表 1－3

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			
1 種 目	2 基 準	3 対 象	経 費
本体工事費	ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの （ア）別表４－１に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。	施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)	
イ	一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。		
ウ	心理療教室を整備する場合は、別表４－1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。		

	なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。	なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。
エ	保育室を整備する場合は、別表４－1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。	なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。
オ	学習室を整備する場合は、別表４－1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。	なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1

	項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表４－２に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあることは、別表４－３に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉女性自立支援施設 キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成１７年１０月５日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスベース（地域交流スベース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表４－３に定める基準額を加算する。	
余裕教室活用促進事業	余裕教室を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条第６項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和２年１２月９日文科施第２８１号文部科学省大臣官庁学文施設企画・防災部最通	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するため必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事

	知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表４－３に定める基準額とする。	請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費
特殊付帯工事費	別表４－３に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃料、工事費又は工事請負費

別表 1－4

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア 1 世帯当たり基準単価を適用するもの 別表 4－4 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築 平成 1 7 年 1 0 月 5 日社協発第 100 5009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2 . 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1－5

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】

（別表 1－3 及び別表 1－4 に掲げる整備以外の事業）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2 . 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)
スプリングラ－設備等工事費（既存施設）	別表 4－5 に掲げる 1 m ² 当たり基準単価にスプリングラ－設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリングラ－設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2 . 6 % に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分

	担保金及び適当と認められる購入費等を 含む。
--	---------------------------

別表 1－6
算 定 基 準

(別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 1－4、別表 1－5 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な資貨料、工事費又は工事請負費

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施 設 の 種 類			(単位:円)
救護施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
		初度設備加算	102,000
更生施設	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
	本体	都市部	7,020,000
授産施設	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
		初度設備加算	102,000
宿所提供施設	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
	本体	都市部	7,020,000
社会事業授産施設	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
	本体	都市部	7,020,000
日常生活支援居住居施設	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
	本体	都市部	7,020,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社授発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(耐震化等整備を行う場合)
令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施 設 の 種 類		(単位:円)
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社授発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類		(単位:円)
救護施設	都市部	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	標準	9,620,000
更生施設	都市部	9,160,000
	標準	9,620,000
授産施設	都市部	9,160,000
	標準	4,110,000
宿所提供施設	都市部	3,920,000
	標準	3,270,000
社会事業授産施設	都市部	3,120,000
	標準	4,110,000
		3,920,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	7,800,000
		標準	7,440,000
	初度設備加算		114,000
	個室整備加算	都市部	545,000
		標準	520,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
3 木造施設の改築として行う場合に限る。
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価			(単位:円)
施設の種類			
	都市部	標準	
救護施設			10,690,000 10,180,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 木造施設の改築として行う場合に限る。

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類			(単位:円)
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体内生活活動部分	都市部	64,800,000
	利用定員 20人以下	標準	61,700,000
	21人 ~ 40人	都市部	130,500,000
		標準	124,400,000
	41人 ~ 60人	都市部	218,100,000
		標準	207,800,000
	61人 ~ 80人	都市部	306,400,000
		標準	291,900,000
	81人 ~100人	都市部	394,800,000
		標準	376,100,000
	101人 ~120人	都市部	482,200,000
		標準	459,300,000
	121人以上	都市部	570,800,000
		標準	543,600,000
	施設入所支援整備加算及び本体内(宿泊型)自立訓練	都市部	52,200,000
	利用定員 20人以下	標準	49,700,000
	21人 ~ 40人	都市部	105,300,000
		標準	100,400,000
	41人 ~ 60人	都市部	176,200,000
		標準	167,900,000
	61人 ~ 80人	都市部	248,400,000
		標準	236,600,000
	81人 ~100人	都市部	319,100,000
		標準	303,900,000
	101人 ~120人	都市部	391,200,000
		標準	372,600,000
	121人以上	都市部	482,100,000
		標準	440,100,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,900,000
		標準	47,600,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	164,600,000
		標準	156,800,000
	短冊入所整備加算	都市部	13,500,000
		標準	12,900,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,800,000
		標準	15,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,100,000
		標準	10,600,000
	居宅介護整備加算	都市部	7,500,000
		標準	7,140,000
	避難スペース整備加算	都市部	43,400,000
		標準	41,400,000

事業介護	本体	利用定員 20人		都市部	117,900,000
				標準	112,300,000
共同生活援助	本体	21人 ～ 40人		都市部	236,900,000
				標準	225,600,000
		41人 ～ 60人		都市部	394,800,000
				標準	376,000,000
		61人 ～ 80人		都市部	555,600,000
				標準	529,200,000
		81人 ～100人		都市部	715,100,000
				標準	681,000,000
		101人 ～120人		都市部	874,200,000
				標準	832,600,000
		121人以上		都市部	1,033,600,000
				標準	984,400,000
共同生活援助	選給スベース整備加算	就労、訓練事業等整備加算		都市部	49,900,000
				標準	47,600,000
		大規模生産設備等整備加算		都市部	164,600,000
				標準	156,800,000
		短期入所整備加算		都市部	13,500,000
				標準	12,900,000
		発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,800,000
				標準	15,000,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000
				標準	10,600,000
		居宅介護整備加算		都市部	7,500,000
				標準	7,140,000
共同生活援助	選給スベース整備加算	定員4人～10人		都市部	30,700,000
				標準	29,300,000
		短期入所整備加算		都市部	13,500,000
				標準	12,900,000
		エレベーター等設置整備加算		都市部	2,430,000
				標準	2,320,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000
				標準	10,600,000
		居宅介護整備加算		都市部	7,500,000
				標準	7,140,000
		選給スベース整備加算		都市部	43,400,000
				標準	41,400,000
共同生活援助	増築整備(既存施設の現任定員の増員)			都市部	32,400,000
				標準	30,900,000
		短期入所(短期入所のみの整備の場合)		都市部	16,400,000
				標準	15,600,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)		都市部	11,100,000
				標準	10,600,000
		居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)		都市部	7,500,000
				標準	7,140,000
		選給スベース整備(選給スベースのみの整備の場合)		都市部	43,400,000
				標準	41,400,000

補装具製作施設	都市部		16,400,000
	標準		15,600,000
盲導犬訓練施設	都市部		204,100,000
	標準		194,400,000
点字図書館	都市部		56,000,000
	標準		53,400,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部		75,600,000
	標準		72,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別増増加算後の単価であること。
2 特別増増地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合は、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期
入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(耐震化等整備を行う場合)
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	都市部 標準
	利用定員 40人以下	173,600,000
	41人 ～ 60人	165,300,000
	61人 ～ 80人	289,400,000
	81人 ～ 100人	275,700,000
	101人 ～ 120人	406,700,000
	121人 ～	387,300,000
	40人以下	524,000,000
	41人 ～ 60人	499,100,000
	61人 ～ 80人	640,100,000
	81人 ～ 100人	609,600,000
	101人 ～ 120人	757,200,000
	121人 ～	721,200,000
	施設入所支援整備加算	140,000,000
	利用定員 40人以下	133,400,000
就労・訓練事業等整備加算	41人 ～ 60人	234,000,000
	61人 ～ 80人	222,900,000
	81人 ～ 100人	329,400,000
	101人 ～ 120人	313,700,000
	121人 ～	423,300,000
	40人以下	403,200,000
	41人 ～ 60人	519,100,000
	61人 ～ 80人	494,400,000
	81人 ～ 100人	612,900,000
	101人 ～ 120人	583,700,000
	121人 ～	66,300,000
	就労・訓練事業等整備加算	63,200,000
	短期入所整備加算	14,900,000
	発達障害者支援センター整備加算	14,200,000
	20,700,000	19,700,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合) 令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価				(単位:円)	
事業(施設)の種類		補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部 標準	173,600,000	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	165,300,000	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	289,300,000	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	275,600,000	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	406,700,000	
		121人 ～	都市部 標準	387,300,000	
			都市部 標準	523,800,000	
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人 以下	都市部 標準	498,900,000	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	640,000,000	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	609,600,000	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	757,000,000	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	721,000,000	
		121人 ～	都市部 標準	139,900,000	
			都市部 標準	133,300,000	
共同生活援助	施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人 以下	都市部 標準	233,900,000	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	222,800,000	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	329,300,000	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	313,600,000	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	423,300,000	
		121人 ～	都市部 標準	403,200,000	
			都市部 標準	518,700,000	
	就労・訓練事業等整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 標準	494,100,000	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	612,700,000	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	583,500,000	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	66,200,000	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	63,000,000	
		121人 ～	都市部 標準	14,900,000	
			都市部 標準	14,200,000	
共同生活援助	就労・訓練事業等整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 標準	20,700,000	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	19,700,000	
		61人 ～ 80人	都市部 標準		
		81人 ～ 100人	都市部 標準		
		101人 ～ 120人	都市部 標準		
		121人 ～	都市部 標準		
			都市部 標準		
	短期入所整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 標準		
		41人 ～ 60人	都市部 標準		
		61人 ～ 80人	都市部 標準		
		81人 ～ 100人	都市部 標準		
		101人 ～ 120人	都市部 標準		
		121人 ～	都市部 標準		
			都市部 標準		

療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部 標準	315,000,000
		41人 ～ 60人	都市部 標準	300,000,000
		61人 ～ 80人	都市部 標準	525,400,000
		81人 ～ 100人	都市部 標準	500,400,000
		101人 ～ 120人	都市部 標準	738,500,000
		121人以上	都市部 標準	703,400,000
			都市部 標準	950,500,000
	就労・訓練事業等整備加算	利用定員 40人以下	都市部 標準	905,300,000
		41人 ～ 60人	都市部 標準	1,162,700,000
		61人 ～ 80人	都市部 標準	1,107,300,000
		81人 ～ 100人	都市部 標準	1,374,300,000
		101人 ～ 120人	都市部 標準	1,308,900,000
		121人以上	都市部 標準	66,000,000
			都市部 標準	62,900,000
共同生活援助	短期入所整備加算	利用定員 40人以下	都市部 標準	18,000,000
		41人 ～ 60人	都市部 標準	17,200,000
		61人 ～ 80人	都市部 標準	20,700,000
		81人 ～ 100人	都市部 標準	19,700,000
		101人 ～ 120人	都市部 標準	41,200,000
		121人以上	都市部 標準	39,300,000
			都市部 標準	18,000,000
	発達障害者支援センター整備加算	利用定員 40人以下	都市部 標準	17,200,000
		41人 ～ 60人	都市部 標準	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	
		121人以上	都市部 標準	
			都市部 標準	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合は、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）
令和6年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

事業（施設）の種類			（単位：円）
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	補助基準額	
		都市部 標準	72,000,000 68,500,000
	利用定員 20人 以下	都市部 標準	145,000,000
		21人 ～ 40人	138,200,000
		41人 ～ 60人	242,400,000
		61人 ～ 80人	230,900,000
		81人 ～ 100人	340,500,000
		101人 ～ 120人	324,300,000
	121人以上	都市部 標準	438,700,000
		101人 ～ 120人	417,900,000
		都市部 標準	535,800,000
		101人 ～ 120人	510,300,000
		都市部 標準	634,200,000
		121人以上	604,000,000
	施設入所 支援設備 加算及び 本体（宿泊型自立訓練）	都市部 標準	58,000,000
		利用定員 20人 以下	55,200,000
		21人 ～ 40人	117,000,000
		41人 ～ 60人	111,500,000
		61人 ～ 80人	195,800,000
		81人 ～ 100人	186,500,000
	21人 ～ 40人	都市部 標準	276,000,000
		61人 ～ 80人	262,900,000
		81人 ～ 100人	354,500,000
		101人 ～ 120人	337,700,000
		都市部 標準	434,600,000
		121人以上	414,000,000
	121人以上	都市部 標準	513,500,000
		121人以上	489,000,000
		都市部 標準	55,500,000
		標準	52,900,000
		都市部 標準	182,900,000
		標準	174,200,000
	短期入所整備加算	都市部 標準	15,000,000
		標準	14,300,000
		都市部 標準	17,500,000
		標準	16,700,000
		都市部 標準	12,400,000
		標準	11,800,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準	8,330,000
		標準	7,940,000
		都市部 標準	48,200,000
		標準	46,000,000
		都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
	居宅介護整備加算	都市部 標準	8,330,000
		標準	7,940,000
		都市部 標準	48,200,000
		標準	46,000,000
		都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
	通称スベール整備加算	都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
		都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
		都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
		都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000
		都市部 標準	38,000,000
		標準	34,300,000

補装具製作施設	都市部 標準	18,200,000
	標準	17,400,000
点字図書館	都市部 標準	62,200,000
	標準	59,300,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部 標準	84,000,000
	標準	80,000,000

（注）1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社発発第1005012号）」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 特別雪地区域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合は、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類			(単位:円)
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	事業(施設)の種類	補助基準額
	利用定員	都市部 標準	192,900,000
施設入所 支援整備 加算	40人以下	都市部 標準	183,700,000
	41人～60人	都市部 標準	321,500,000
	61人～80人	都市部 標準	306,300,000
	81人～100人	都市部 標準	451,900,000
	101人～120人	都市部 標準	430,400,000
	121人～	都市部 標準	582,200,000
		都市部 標準	554,500,000
		都市部 標準	711,200,000
		都市部 標準	677,400,000
		都市部 標準	841,300,000
		都市部 標準	801,300,000
		都市部 標準	155,500,000
就労・訓練事業等整備加算	利用定員	都市部 標準	148,200,000
	40人以下	都市部 標準	260,000,000
	41人～60人	都市部 標準	247,600,000
	61人～80人	都市部 標準	366,000,000
	81人～100人	都市部 標準	348,500,000
	101人～120人	都市部 標準	470,300,000
	121人～	都市部 標準	448,000,000
		都市部 標準	576,800,000
		都市部 標準	549,400,000
		都市部 標準	681,000,000
		都市部 標準	648,500,000
		都市部 標準	73,700,000
短期入所整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	70,200,000
	短期入所整備加算	都市部 標準	16,500,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	15,800,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部 標準	23,000,000
		都市部 標準	21,900,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

（地域社会福祉推進事業計画のうち、国法第11条に拠る社会福祉施設（本道施設の改築として行う場合）及び地震防災緊急基本五年計画に基づいて実施される事業のうち、国法第11条に拠る社会福祉施設（本道施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和6年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準値

事業（施設）の種類		（単位：円）
生活介護 自立訓練	本体（日中活動部分）	補助基準額
	利用定員 20人 以下	都市部 標準 72,000,000 都市部 標準 68,500,000
施設入所 支援設備 加算及び 本体（宿泊型自立訓練）	21人 ～ 40人	都市部 標準 145,000,000 都市部 標準 138,200,000
	41人 ～ 60人	都市部 標準 242,400,000 都市部 標準 230,900,000
	61人 ～ 80人	都市部 標準 340,500,000 都市部 標準 324,300,000
	81人 ～ 100人	都市部 標準 438,700,000 都市部 標準 417,900,000
	101人 ～ 120人	都市部 標準 535,800,000 都市部 標準 510,300,000
	121人 以上	都市部 標準 634,200,000 都市部 標準 604,000,000
	利用定員 20人 以下	都市部 標準 58,000,000 都市部 標準 55,200,000
	21人 ～ 40人	都市部 標準 117,000,000 都市部 標準 111,500,000
	41人 ～ 60人	都市部 標準 195,800,000 都市部 標準 186,500,000
	61人 ～ 80人	都市部 標準 276,000,000 都市部 標準 262,900,000
	81人 ～ 100人	都市部 標準 354,500,000 都市部 標準 337,700,000
	101人 ～ 120人	都市部 標準 434,600,000 都市部 標準 414,000,000
就労・訓練事業等整備加算	121人 以上	都市部 標準 513,500,000 都市部 標準 489,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準 55,500,000 都市部 標準 52,900,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部 標準 182,900,000 都市部 標準 174,200,000
	短期入所整備加算	都市部 標準 15,000,000 都市部 標準 14,300,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準 17,500,000 都市部 標準 16,700,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準 12,400,000 都市部 標準 11,800,000
	居宅介護整備加算	都市部 標準 8,330,000 都市部 標準 7,940,000
	避難スペース整備加算	都市部 標準 48,200,000 都市部 標準 46,000,000

（注）1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）」＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合は、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 本道施設の改築として行う場合に限る。

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和6年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価

事業（施設）の種類			（単位：円）
生活介護 自立訓練	本体内中 活動部分	都市部	補助基準額
		標準	192,900,000
		都市部	183,700,000
		標準	321,500,000
		標準	306,300,000
		都市部	451,900,000
		標準	430,400,000
		都市部	582,200,000
		標準	554,500,000
	101人 ～ 120人	都市部	711,200,000
		標準	677,400,000
		都市部	841,300,000
		標準	801,300,000
	121人 以上	都市部	155,500,000
		標準	148,200,000
施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人 以下	都市部	260,000,000
		標準	247,600,000
	41人 ～ 60人	都市部	366,000,000
		標準	348,500,000
	61人 ～ 80人	都市部	470,300,000
		標準	448,000,000
	81人 ～ 100人	都市部	576,800,000
		標準	549,400,000
	101人 ～ 120人	都市部	681,000,000
		標準	648,500,000
	121人 以上	都市部	73,700,000
		標準	70,200,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	16,500,000
		標準	15,800,000
	短期入所整備加算	都市部	23,000,000
		標準	21,900,000

（注）1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発第1005012号）により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

令和6年度補助基準単価

(単位：円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 た り	3,337,000
		1 世 帯 当 た り	66,000
		1 施 設 当 た り	20,685,000
		1 人 当 た り	878,000
		1 人 当 た り	878,000
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 た り	5,247,000
		1 世 帯 当 た り	66,000
		1 施 設 当 た り	20,685,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 た り	7,871,000
		1 世 帯 当 た り	99,000
		1 施 設 当 た り	31,028,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

令和6年度補助基準単価

(単位：円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 た り	4,405,000
		1 世 帯 当 た り	87,000
		1 施 設 当 た り	27,304,000
		1 人 当 た り	1,160,000
		1 人 当 た り	1,160,000
婦人保護施設	本体	1 世 帯 当 た り	6,926,000
		1 世 帯 当 た り	87,000
		1 施 設 当 た り	27,304,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 た り	10,389,000
		1 世 帯 当 た り	131,000
		1 施 設 当 た り	40,956,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯あたり）の補助基準額を適用する。

令和6年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1施設当たり	15,832,000
	初度設備加算	1施設当たり	861,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,250,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,757,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,151,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	13,399,000
	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	40,873,000
	地域交流スペース	1施設当たり	15,832,000
女性自立支援施設	初度設備加算	1施設当たり	861,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,250,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,757,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,151,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	13,399,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	61,310,000
	地域交流スペース	1施設当たり	23,748,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,292,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,375,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	5,636,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	15,227,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	20,099,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

令和6年度補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	5,922,000
	本体	1世帯当たり	7,960,000
	女性自立支援施設		

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,940,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

別表 5
算 定 の 基 準
(そ の 他 施 設)

令和6年度補助基準単価
(単位:円)
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 時保護所	スプリングラ―設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000
女性自立支援施設	スプリングラ―設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリングラ―設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	11,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設施設整備以外の事業に限る

1 種 目	2 基 準	3 対 象 経 費
本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	厚生労働大臣が必要と認めた面積	
	鉄筋	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	
	ブロック	厚生労働大臣が必要と認めた額
	木造	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和6年11月6日付成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。

2 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号）3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号）1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、(項)社会福祉施設整備費分及(項)介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生(支)局」という。）あって災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たったの留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たったの予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生(支)局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施設名等	施設	施設名
社会福祉施設等		
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設	
老人福祉施設	授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※） 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設 女性自立支援施設 一時保護所 女性相談支援センター 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所	
身体障害者社会参加支援施設		
女性自立支援施設等		
障害者支援施設等		

その他の社会福祉施設等	行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター
-------------	--

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和 3 年 4 月 15 日付け子発 0415 第 4 号、社発発 0415 第 5 号、障発 0415 第 1 号、老発 0415 第 5 号）の 2（1）及び 2（2）①に基づき、管内児童福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、子ども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付あて報告すること。

2 被災後の事務処理

（1）協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。
ただし、子ども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、子ども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和 5 年 6 月 15 日付成事 106 号。以下、「交付要綱」という。）の第 2 の 2、4 及び 5 の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき 80 万円以上（保育所、幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園については 30 万円以上）であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和 6 年 6 月 21 日付会発第 0621 第 1 号）」別表 1 の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに 80 万円以上であること（複合施設の協議額が 80 万円未満の場合における複合施設内の保育所、幼稚園型認定子ども園及び幼保連携型認定子ども園については、30 万円以上であれば対象となる）。

ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記 1 の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定子ども園（学校教育部分）であること。

エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき 30 万円以上であること。

オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記 2 の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定子ども園（学校教育部分）であること。

カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村

立学校においては 30 万円以上、都道府県立学校においては 60 万円以上であること。

（2）協議書類及び提出部数

- ア 幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園の場合
（ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第 1－1 号） 3 部
（イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第 2 号） 1 部
イ 幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園以外の施設等の場合
（ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第 1－2 号） 3 部
（イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第 2 号） 1 部
ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記 2 の事業）の場合
（ア）国庫補助事業計画書（様式第 3 号） 3 部
（イ）降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第 4 号） 1 部
（ウ）降灰除去実施報告書（様式第 5 号） 1 部
（エ）降灰除去実施報告一覧表（様式第 6 号） 1 部
（オ）降灰除去事業施設別表（別表） 1 部

（3）負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

（4）提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から 30 日以内に提出すること。

（5）協議に当たったの留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たったの予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中

核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

別 表

児童福祉施設等災害復旧費対象施設		
施設名等	施設名	
児童福祉施設等 児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（保育所型認定こども園を含む。） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター（※） 里親支援センター 母子・父子福祉センター（※） 母子・父子休養ホーム（※） 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所	

	児童育成支援拠点事業所 こども家庭センター 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う施設
--	---

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

1 3 社会福祉連携推進法人認定・運営基準

「社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日付厚生省社会・援護局長通知）」より。

第1 社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨

現在の我が国においては、少子高齢化、核家族化の進行等により、人口減少や血縁、地縁、社縁といった地域における共同体機能の脆弱化が生じるなど、社会構造が大きく変化してきている。

こうした中、国民の福祉ニーズは、高齢世帯と障害を抱える子どもとが同居するケースや、育児と介護とを同時に担わなければならない、いわゆるダブルケアが必要となるケース、がんを抱えながら就労を継続するケースなど、多様で複合的なものとなってきている。

身近な地域の中での暮らしを持続可能なものとするためには、こうした多様で複合的な福祉ニーズに包括的に対応できる体制を構築しつつ、高齢者や障害者、子どもなど、属性や世代を超えて誰もが役割を持ちながら地域社会に参画し、お互いがお互いを支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくことが求められる。

他方、社会福祉法人は、制度発足以降、高齢者や障害者、子どもといった属性別、制度別の福祉サービスの担い手として、その専門性を高めてきた。

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に当たっては、社会福祉法人を始めとした多様な関係機関が、これまでに培われてきた専門性を発揮しながら連携し、地域住民の多様で複合的な福祉ニーズに対応していくとともに、こうした連携を下支えするため、人口減少等による地域の在り方の変化を見据え、将来にわたって持続可能な経営を確立していくことが求められている。

これまで、このような法人間の連携は、個々の法人による自主的な連携や、社会福祉協議会を介した連携、合併・事業譲渡などが進められてきたところであるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘があった。

今般、地域共生社会の実現を見据え、これらに加えた事業展開の新たな選択肢とする観点から、社会福祉連携推進法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人をいう。以下「連携推進法人」という。）を創設することとした。

今後、全国各地で連携推進法人の活用を進めていくことにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することが期待されるものである。

第2 連携推進法人の行う業務

1 連携推進法人の行う業務の内容（法第125条及び第132条第4項関係）

（1）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第

48号。以下「一般法人法」という。)に基づき設立される一般社団法人は、次の①から⑥までに掲げる業務（以下「社会福祉連携推進業務」という。）の全部又はいずれかを行おうとする場合に、法第125条に規定する所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）から連携推進法人に係る認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）を受けることができるものであること。

- ① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（以下「地域福祉支援業務」という。）
 - ② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（以下「災害時支援業務」という。）
 - ③ 社員が経営する社会福祉事業（法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（以下「経営支援業務」という。）
 - ④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援（以下「貸付業務」という。）
 - ⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（以下「人材確保等業務」という。）
 - ⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（以下「物資等供給業務」という。）
- (2) 連携推進法人は、確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を担保するため、社会福祉事業を行うことができないものであること。
(法132条第4項)
- (3) 連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の具体的内容については、(2)及び次の2から8までの留意点を満たし、かつ関係法令に抵触しない範囲で、その創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことが可能であること。

2 地域福祉支援業務の実施上の留意点（法第125条第1号関係）

- (1) 地域福祉支援業務の内容が次の①から③までのいずれにも該当しているものであること。
- ① 地域福祉の推進に係る取組であること。
 - ② 当該取組を社員が共同して行うものであること。
 - ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること。
- (2) (1)の①にいう「地域福祉の推進に係る取組」とは、法令に基づく事業に関連する取組に限らず、地域住民の福祉ニーズに対応するインフォーマルな取組が広く該当すること。
- (3) (1)の③にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、福祉サービスの提供は社員が行うことを前提としつつ、社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有等といった連携強化のための支援を行うことをいうものであること。

したがって、ここでいう「支援」とは、社員を対象とする必要があり、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を行うことはできないこととされているとおり、原則として、連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、社会福祉事業その他社会福

祉を目的とする福祉サービスを提供するような取組は該当しないものであること。

ただし、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、次のア及びイの要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当するものとして差し支えないこと。

ア 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること。

イ 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること。

(4) 地域福祉支援業務の内容については、法第24条第2項に規定する、いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組を促進するなどの観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整
- ・ 社員の経営する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見

3 災害時支援業務の実施上の留意点（法第125条第2号関係）

(1) 災害時支援業務の内容が次の①から③までのいずれにも該当しているものであること。

① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を経営する社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること。

② 当該取組を社員が共同して行うものであること。

③ 当該取組を連携推進法人が支援すること。

(2) (1)の①にいう「災害」には、自然災害に限らず、感染症の発生等の危機的状況も含まれるものであること。

また、「社会福祉事業を経営する社員が提供する福祉サービス」とは、社会福祉事業を経営する社員が提供する福祉サービスであれば、社会福祉事業に限らず、特段の制約はなく、例えば福祉避難所として受け入れた被災者等に対する支援も含まれるものであること。

(3) (1)の③にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組に対して、社員間の情報共有や連絡調整、人材や物資の融通等といった支援を行うものであること。

(4) 災害時支援業務の実施に当たって、連携推進法人及びその社員は、常に連携推進法人の活動区域内の地方公共団体（認定所轄庁以外の

地方公共団体を含む。以下同じ。)と連携し、これらの対策と調和が保たれるよう、努めなければならないこと。

- (5) 災害時支援業務の内容については、災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられること。
- ・ 災害時支援ニーズの事前把握
 - ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施
 - ・ 被災した社員の経営する施設等（以下「被災施設等」という。）に対する被害状況調査の実施
 - ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供
 - ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整
 - ・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整
 - ・ 地方公共団体との連絡・調整

4 経営支援業務の実施上の留意点（法第125条第3号関係）

- (1) 経営支援業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。

① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること。

② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること。

- (2) (1)の①にいう「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有」とは、特定の社員が持つ経営方法に関する知識を共有することに限らず、社会福祉事業の経営ノウハウを共有するなどの取組も該当するものであること。

また、ここでいう「社会福祉事業の経営方法に関する知識」とは、社会福祉事業の経営を確立するためには幅広い知識が求められることを踏まえ、直接的に社会福祉事業に関わる知識に限られるものではないこと。

- (3) (1)の②にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、社員間の連絡調整、社員へのコンサルティング等の支援を行うものであること。

- (4) 経営支援業務には、連携推進法人が社員の事務処理の代行を行うことも含まれるが、関係法令に違反しない範囲で行われる必要があること。

例えば、租税に関する申告や書類の作成等は税理士法（昭和26年法律第237号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）や職業安定法（昭和22年法律第141号）等に基づく書類の作成や手続等は社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）により、連携推進法人が行うことはできないこととされているので、留意のこと。

- (5) 経営支援業務の内容については、社員の経営の適正化又は効率化などを支援する観点から、例えば次のようなものが考えられること。
- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・ 社員の財務状況の分析・助言

- ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
- ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。）

5 貸付業務の実施上の留意点（法第125条第4号関係）

- （1） 貸付業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。
 - ① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること。
 - ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること。
- （2） 付業務を行う場合の契約の締結方法については、次の①及び②のとおりとすること。
 - ① 貸付原資を連携推進法人に提供する社員（以下「貸付原資提供社員」という。）と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付けを受ける社会福祉法人である社員（以下「貸付対象社員」という。）との間の金銭消費貸借契約を、それぞれ締結すること。
 - ② 貸付資金が返済不能となる場合に備え、返済不能時の資金回収手続や、回収資金分配等の処理について、私法上の契約を締結すること。
- （3） 付業務は、民間金融機関による融資や独立行政法人福祉医療機構等による政策融資の補完的な役割を担うものであること。
- （4） （2）の①に規定する金銭消費貸借契約について、連携推進法人の社員は、特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされた場合、一般法人法第266条の規定に基づき、裁判所に社員総会等の決議の取消しの訴えが提起できるものであること。
- （5） 貸付業務の実施に当たっては、（1）から（4）までに掲げるほか、別紙1の「貸付業務の実施方法」に従って行うこと。

6 人材確保等業務の実施上の留意点（法第125条第5号関係）

- （1） 人材確保等業務の内容が次の①及び②のいずれかに該当しているものであること。
 - ① 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援
 - ② 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修
- （2） （1）の①にいう「社会福祉事業の従事者の確保」には、次のような多様な取組が広く含まれるものであること。
 - ・ 新たな従事者の募集や採用、外国人材の受入れの調整等多様な人材の確保のための取組
 - ・ 社員間の人事交流の支援等既存の従事者が職場に定着するための取組
 - ・ 学生に対する職場体験の調整等福祉の仕事の魅力を発信するための取組

- (3) 人材確保等業務には、連携推進法人が社員間の人事交流を支援することも含まれるが、労働関係法令に抵触しない方法で行う必要があること。

例えば、連携推進法人が自ら求人及び求職の申込みを受け、社員である法人との間の雇用関係の成立をあっせんすることは職業安定法に定める職業紹介事業に該当し、連携推進法人と従業員とが雇用契約を締結し、当該従業員を社員である法人の指揮命令において当該社員の下で労働に従事させることは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業に該当するものであり、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う場合は、別途職業安定法又は労働者派遣法の規定に基づき、適正な手続により許可を得る必要があること。

- (4) 法第134条の規定に基づき、社員が連携推進法人に対し、社会福祉事業に従事する労働者の募集を委託する場合には、別紙2の「委託募集の特例の実施方法」に従って行うこと。

- (5) 人材確保等業務の内容については、社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 社員合同での採用募集
- ・ 出向等社員間の人事交流の調整
- ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
- ・ 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整
- ・ 社員合同での研修の実施
- ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。）

7 物資等供給業務の実施上の留意点（法第125条第6号関係）

- (1) 物資等供給業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。

- ① 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること。
- ② 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること。

- (2) (1)の②にいう「当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること」には、連携推進法人が一括調達して社員に供給することのほか、連携推進法人が生産して社員に供給することを含むものであること。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守した上で、社員から連携推進法人が委託を受けて、社員の施設等で提供される給食の供給を行うこともこれに含まれるものであること。

- (3) 物資等供給業務については、社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などを図る観点から、例えば次のような内容が考えられること。

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達

- ・ 介護記録の電子化等 I C Tを活用したシステムの一括調達
 - ・ 社員の施設等で提供される給食の供給
- 8 社会福祉連携推進業務以外の業務の取扱い（法第 1 3 2 条第 3 項・第 4 項関係）
- （1） 社会福祉連携推進業務以外の業務（以下「その他業務」という。）については、社会福祉連携推進業務に関連する業務であって、次の①から③までの要件を満たすものについては、行って差し支えないものであること。
- ① その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること。
 - ② その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ③ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと。
- （2） その他業務の内容については特段の制約はないが、連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは適当ではないこと。
- （3） その他業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当すること。

第 3 連携推進法人に置くべき組織機関

- 1 連携推進法人に置くべき組織機関の運営等（法第 1 4 7 条関係）
- 連携推進法人に置くべき組織機関の運営及び第 4 に規定する連携推進法人の業務運営は、以下によるほか、一般法人法のうち、一般社団法人に係る規定（ただし、同法第 5 条第 1 項（名称）、第 6 7 条第 1 項及び第 3 項（監事の任期）、第 1 2 8（貸借対照表等の公告）並びに第 5 章（合併）の規定を除く。）によること。
- 2 社員及び社員総会
- （1） 社員
- ① 社員の役割
- 社員は、会費や入会金、業務委託費等（以下「会費等」という。）を負担し、連携推進法人の運営に参画するとともに、その運営に係る重要事項の意思決定に当たって、社員総会において議決権を行使するものであること。
- ② 社員に参画できる者の範囲（法第 1 2 7 条第 2 号関係）
- ア 連携推進法人の社員に参画できる者の範囲については、次の㉠から㉣までに掲げる者のいずれかであること。
- ㉠ 社会福祉法人
 - ㉡ 社会福祉事業を経営する法人（㉠に該当する法人を除く。）
 - ㉢ 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する居宅 介護支援事業や老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に規定する有料老人ホームを経営する事業等、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営する法人（㉠及び㉡に該当する法人を除く。）（「社会福

祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１７６号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和２６年厚生省令第２８号。以下「施行規則」という。）第４０条第１項第２号）

- ㊥ 介護福祉士養成施設や社会福祉士養成施設、保育士養成施設、初任者研修実施機関等、法第８９条に規定する社会福祉事業等従事者を養成する機関（学校を含む。）を経営する法人（㊦から㊨までに該当する法人を除く。）（施行規則第４０条第１項第１号）

イ アの㊦から㊥までにいう「法人」の法人格の種別は問わないものであること。

ウ 地方公共団体については、社会福祉法人等に対し、施設等の許認可、補助金等の支給、指導監督等の優越的地位にあることから、議決権を行使し得る社員となることができないものであること。ただし、地方公共団体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものではないこと。

③ その他社員に関する留意事項

ア 社員の過半数は、社会福祉法人でなければならないものであること。（法第１２７条第２号）

イ ２以上の法人が社員として参画しなければならないこと。なお、アの規定のとおり、社員の過半数は社会福祉法人でなければならないことから、社会福祉法人以外の法人が社員に加わる場合は、３以上の社員が必要となるものであること。

ウ 法人でない者は社員として参画できないこと。このため、２以上の施設等を有する法人の場合、施設等单位ではなく、法人として社員に参画しなければならないものであること。

エ １の法人が複数の連携推進法人の社員となることを妨げるものではないこと。

(２) 社員総会

① 社員総会の役割

社員総会は、法人運営に係る重要事項の意思決定機関として、一般法人法の規定に基づき、社員が出席し、理事、監事、会計監査人の選任・解任や定款の変更、計算書類や役員報酬等基準の承認、社員の除名等の決議を行うものであること。

② 議決権に関する留意事項（法第１２７条第５号イ及び施行規則第４０条第２項関係）

ア 連携推進法人の社員の議決権については、社員間の公平性を担保するため、原則として、１社員当たりの議決権は、１の議決権であること。

イ アの規定にかかわらず、連携推進法人の適切かつ効果的な運営を推進する観点から、次の㊦から㊨までに掲げる要件を全て満たす場合には、定款の定めるところにより、原則とは異なる取扱いとすることも可能であること。

㉞ 社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと。

㉟ 社員が連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと。

㊱ 1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

ウ イの㉞にいう「不当に差別的な取扱い」に該当するものとしては、例えば、次のような場合が考えられること。

- ・ 特定の法人格であることを理由に議決権の配分を減らすこと。
- ・ 貸付業務の貸付けを受けることを理由に議決権の配分を減らすなど、社会福祉連携推進業務に当たって社員間に生じる立場の違いを理由に議決権の配分を減らすこと。

エ イの㊱にいう「1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこと」については、社員総会での実質的な議論を確保できない配分を行わないことが趣旨であり、特定の少数の社員において過半数の議決権が寡占状態にあるなど、これと同視されるような配分は認められないものであること。

オ 社員である社会福祉法人の議決権が総社員の議決権の過半数を占めていること。

カ 議決権の行使は、社員に係る法人の代表者が行うこと。ただし、一般法人法第50条第1項の規定により当該代表者以外の代理人が議決権を行使する場合には、当該議決権行使の内容につき、あらかじめ社員に係る法人の理事会において決議を経ている必要があるとともに、連携推進法人に対し、代理権を証明する書面を提出しなければならないこと。

③ 社員総会の運営に関する留意事項

ア 社員総会は、一般法人法及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができること。（一般法人法第35条第2項）

なお、連携推進法人は、一般法人法に規定する理事会設置一般 社団法人に該当することから、社員総会において、一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる旨を規定する一般法人法第35条第1項は適用されないことに留意のこと。

イ 社員総会は、総社員の議決権の10分の1以上（定款において、5分の1以下の割合を定めることも可。）の議決権を有する社員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事が招集すること。（一般法人法第36条第3項及び第37条）

ウ 社員が社員総会を招集する場合を除き、社員総会の日時・場所等の招集に関する事項の決定は、理事会の決議に

よること。(一般法人法第38条第2項)

エ 理事は、社員総会の日から1週間前までに、社員に対して招集を通知しなければならないこと。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使ができることとする場合には2週間前までに当該通知を行う必要があること。(一般法人法第39条)

オ 総社員の議決権の30分の1以上(定款において、これを下回る割合を定めることも可。)の議決権を有する社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができること。(一般法人法第43条第2項)

カ 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき、議案を提出することができること。(一般法人法第44条)

キ 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うこと。ただし、社員の除名、定款の変更等の事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこと。(一般法人法第49条)

ク 書面による議決権行使は、議決権行使書面を提出して行うこと。また、書面によって行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入すること。(一般法人法第51条)

ケ 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと。(一般法人法第53条)

コ 社員総会の議事については、議事録を作成し、社員総会の日(次のサに規定する決議の省略により、決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、主たる事務所に、並びに社員総会の日から5年間、その写しを従たる事務所に備え置かななければならないこと。また、社員及び債権者は、連携推進法人の業務時間内は、いつでも当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができること。(一般法人法第57条)

サ 社員総会の目的である事項について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされること。(一般法人法第58条)

3 代表理事、理事及び理事会

(1) 代表理事及び理事

①代表理事及び理事の役割

理事は、連携推進法人の業務を執行するとともに、理事会を構

成するものであること。

また、代表理事は、連携推進法人を代表する者として理事の中から選定し、一般法人法第77条第4項の規定により、連携推進法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものであること。

② 代表理事及び理事に関する留意事項

ア 員数（法第127条第5号ロ（1）及び同号ハ関係）

理事を6人以上置き、このうち代表理事を1人選任すること。

イ 選任・解任

理事は、一般法人法第63条第1項の規定により、社員総会の決議によって選任され、一般法人法第70条第1項の規定により、社員総会の決議によって解任することができるものであること。

また、代表理事は、一般法人法第90条第2項及び第3項の規定により、理事会において、理事の中から選定し、解職することができるものであること。

その際、併せて第5の9に規定する認定所轄庁の認可が必要となることに留意のこと。

ウ 資格要件（法第127条第5号ロ（4）及び施行規則第40条第5項関係）

社会福祉連携推進業務について識見を有する者及び社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）における福祉サービスに関する実情に通じている者をそれぞれ含むこと。

エ 兼職禁止

同一の連携推進法人の監事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

オ 特殊関係者の制限（法第127条第5号ロ（2）及び施行規則第40条第3項関係）

理事のうちに、次に掲げる各理事の特殊関係者が3人を超えて含まれず、さらに理事及びその特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこと。

㊦ 当該理事の配偶者

㊧ 当該理事の三親等以内の親族

㊨ 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

㊩ 当該理事の使用人

㊪ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

㊫ ㊩及び㊪に掲げる者の配偶者

㊬ ㊨から㊪までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの。

カ 同一法人出身理事の制限

理事のうち、同一法人出身者は、理事の総数の3分の1（社員の数が2である連携推進法人にあつては、2分の1）

を超えてはならないこと。

キ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度（一般法人法に規定する事業年度に同じ。以下同じ。）のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能であること。また、再任することは差し支えないこと。

ク 業務執行理事

一般法人法第91条第1項の規定により、理事会の決議によって代表理事以外の業務を執行する理事を選定することも可能であること。

(2) 理事会（法第127条第5号ニ関係）

① 理事会の役割

理事会は、一般法人法の規定により、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職を担うものであること。

② 理事会の運営に関する留意事項

ア 代表理事又は業務執行理事は、3か月に1回以上（定款において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることも可。）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。（一般法人法第91条第2項）

イ 理事は、競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。（一般法人法第92条）

ウ 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、当該理事）が招集すること。（一般法人法第93条）

エ 理事は、理事会の日の1週間前（定款において、これを下回る期間を定めることも可。）までに、各理事及び各監事に対して招集を通知しなければならないこと。（一般法人法第94条）

オ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款において、これを上回る割合を定めることも可。）が出席し、その過半数をもって行うこと。（一般法人法第95条第1項）

その際、社員総会とは異なり、書面による議決権行使は認められていないので留意のこと。

カ 理事会の決議の目的である事項に係る提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができること。（一般法人法第96条）

キ 理事会の議事については、議事録を作成し、理事会の日（カの決議の省略により、決議があったものとみなされた

日を含む。) から10年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、社員及び債権者は、裁判所の許可を得て、当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができること。
(一般法人法第97条)

4 監事

(1) 監事の役割

監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告(一般法人法第99条第1項に規定する監査報告をいう。以下同じ。)を作成すること。

(2) 監事に関する留意事項

① 員数(法第127条第5号ロ(1)関係)

2人以上置くこと。

② 選任・解任

3の(1)の②のイの理事の取扱いと同様であること。

③ 資格要件(法第127条第5号ロ(4)及び施行規則第40条第5項関係)

財務管理について識見を有する者を含むこと。

④ 兼職禁止

同一の連携推進法人の理事又は職員、社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

⑤ 特殊関係者の制限(法第127条第5号ロ(3)及び施行規則第40条第4項関係)

監事のうちに、次に掲げる各理事及び監事(以下「役員」という。)の特殊関係者が含まれていないこと。

ア 当該役員の配偶者

イ 当該役員の三親等以内の親族

ウ 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

エ 当該役員の使用人

オ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

カ エ及びオに掲げる者の配偶者

キ ウからオまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑥ 同一法人出身監事の制限

監事のうち、同一法人出身者が含まれず、かつ理事との同一法人出身者は1人までとすること。

⑦ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能であること。

また、再任することは差し支えないこと。

5 会計監査人

(1) 会計監査人の役割

会計監査人は、一定以上の規模を有する連携推進法人が作成する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監

査報告（一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告をいう。以下同じ。）を作成するものであること。

(2) 会計監査人に関する留意事項（法第127条第5号ホ及び施行規則第40条第7項関係）

- ① 会計監査人の設置義務対象法人の基準（「社会福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第302号）による改正後の社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第33条及び施行規則第40条の2）次のア又はイのいずれかに該当する場合には、会計監査人を選任しなければならないものであること。

ア 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた損益計算書（現に会計監査人を設置している法人にあっては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された損益計算書）中、「当該年度決算（A）」の「サービス活動収益計（1）」欄に計上される額が30億円を超えること。

イ 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた貸借対照表（現に会計監査人を設置している法人にあっては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人成立後、最初の定時社員総会までの間にあっては、一般法人法第123条第1項に規定する成立の日における貸借対照表）の負債の部に計上される額の合計額が60億円を超えること。

② 員数

1人以上置くこと。

③ 選任・解任

3の（1）の②のイの理事の取扱いと同様であること。

また、監事は、一般法人法第71条の規定により、会計監査人が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、当該会計監査人を解任することができるものであること。

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

イ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

ウ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

④ 資格要件

公認会計士又は監査法人であること。

⑤ 兼職禁止

同一の連携推進法人の役員、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

⑥ 任期

選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

なお、当該定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなされ

るものであること。

ただし、会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するものであること。

6 社会福祉連携推進評議会

(1) 社会福祉連携推進評議会の役割

社会福祉連携推進評議会は、連携推進法人の意見具申・評価機関として、理事会の決議に基づき代表理事が招集するものであること。

(2) 社会福祉連携推進評議会に関する留意事項

① 社会福祉連携推進評議会の構成（法第127条第5号へ（1）関係）

社会福祉連携推進評議会の構成は、地域福祉の増進に資するよう、連携推進法人が実施する社会福祉連携推進業務の種類に応じ、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者を始め、幅広い視点から、中立公正な立場で、連携推進法人に対して意見を述べることができるようにしなければならないこと。その際、構成員には、社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者を必ず加えること。

② 社会福祉連携推進評議会の構成員の選任・解任

社員総会の決議により行うこと。

③ 社会福祉連携推進評議会の構成員の員数

3人以上置くこと。

④ 任期

選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

また、再任することは差し支えないこと。

⑤ 社会福祉連携推進評議会による意見具申（法第127条第5号へ（2）関係）

社会福祉連携推進評議会は、次のアからエまでに掲げる事項につき、審議を行い、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できるものであること。

ア 法第127条第5号へ（2）の規定に基づき、貸付対象社員が予算の決定又は変更等を行うにつき、連携推進法人による承認の適否

イ 連携推進法人の事業計画の内容

ウ 社会福祉連携推進評議会の構成員の定数の変更

エ 構成員の過半数の賛成により、社員総会又は理事会において意見を述べる必要があるとされた事項

このほか、新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止等連携推進法人の事業運営に関して重要な決定を行う場合には、代表理事の招集に応じて意見を述べるができるものであること。

⑥ 社会福祉連携推進評議会による業務評価（法第127条第5号へ（3）及び第136条関係）

社会福祉連携推進評議会は、次のアからウまでに掲げる事項につき、審議を行い、業務評価を行わなければならないものであること。また、その結果については、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できるものであること。

ア 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果

イ 連携推進法人の事業報告の内容

ウ 連携推進法人の運営の全体評価

なお、当該評価結果は、別記様式1を作成し、法第136条の規定に基づき、これを公表しなければならないものであること。（第4の11参照）

⑦ 社会福祉連携推進評議会の招集手続

理事会の決議に基づき代表理事が行うこと。

⑧ 議事録の作成

社員総会及び理事会の取扱いに準じて議事録を作成すること。

7 役員に欠員を生じた場合の措置（一般法人法第75条第1項及び法第143条により準用される第45条の6第2項及び第3項関係）

（1） 役員に欠員を生じた場合については、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有するものであること。

（2） 役員又は代表理事に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができること。

（3） 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないものであること。

第4 連携推進法人の業務運営

1 連携推進法人の名称（法第130条関係）

（1） 連携推進法人は、その名称中に「社会福祉連携推進法人」の文字を用いなければならないこと。

（2） 連携推進法人は、「社会福祉連携推進法人」の名称が悪用されることを防ぐため、次の①から③までに掲げる事項を遵守すること。

① 名称変更時の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。

② 連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に「社会福祉連携推進法人」であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。

③ 連携推進法人は、不正の目的をもって、他の連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこと。

2 業務運営の基本方針（法第132条第1項・第2項関係）

（1） 連携推進法人は、社会福祉法人を始め、社会福祉事業を営む法人の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質か

つ適切な福祉サービスの提供又は社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、その業務を通じ、社員の経営等が強化され、その効果が地域に波及していくことにより、もって公益性の確保にも資するものであること。

したがって、連携推進法人の業務運営に当たっては、社会福祉連携推進業務の推進及び運営の透明性を図り、連携推進法人としての役割を積極的に果たすよう努めなければならないものであること。

(2) 連携推進法人は、次の①から⑥までに掲げる関係者に対し、特別の利益を与えてはならないものであること。(施行令第35条及び施行規則第40条の5)

- ① 連携推進法人の社員又は基金（一般法人法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
- ② 連携推進法人の理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員
- ③ ①及び②に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ④ ①から③までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ⑤ ③及び④に掲げる者のほか、①又は②に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑥ ①に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げるもの
 - ア 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合（一の者又はその一若しくは2以上の子法人が社員総会その他の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合をいう。イにおいて同じ。）における当該他の法人
 - イ 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

3 業務運営に係る費用

- (1) 連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員からの会費等により賄われるものであること。
- (2) 社員からの会費等の徴収に当たっては、その用途及び金額について、理事会で決議した上で社員総会において承認を得ることが必要であること。
- (3) 会費については、連携推進法人の本部運営のための事務所使用料や決算費用等の管理経費のほか、業務ごとに必要となる運営費用に充てることも可能であるが、業務ごとに参画する社員が異なる場合は、費用負担の公平性を考慮し、当該業務に参画する社員から、別途業務委託費を徴収することや、各業務において得られた収益等により確保すること。

4 業務運営の実施体制

- (1) 連携推進法人は、社会福祉連携推進業務及びその他業務を実施するために、必要な人員体制及び設備・備品を確保すること。
- (2) 連携推進法人の職員と、社員の職員とを兼務することは、関係法

令に違反しない範囲で可能であるが、この場合の人件費支出は、勤務時間数等により、適切に按分すること。

(3) 社員の施設等における事務室等の設備を共用することについても、関係法令に違反しない範囲で可能であること。

(4) 連携推進法人の運営費用は、会費等により賄われるものであることから、土地・建物等の高額な不動産を保有することは基本的には想定されないが、社員以外からの寄附等により、社員に対し過度に負担を転嫁せず、連携推進法人が実施する業務に必要な範囲において、不動産を保有することを妨げるものではないこと。

(5) 連携推進法人が保有する財産の管理は、安全・確実な方法で行うこと。なお、株式投資又は株式を含む信託投資等による管理運用も差し支えないが、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られるものであること。

5 社員の義務（法第133条関係）

連携推進法人の社員のうち、社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならないものであること。

また、社員は、一般法人法第27条の規定に基づき、定款で定めるところにより、連携推進法人に対し、経費を支払う義務を負うものであること。

6 社会福祉連携推進評議会の運営

(1) 社会福祉連携推進評議会は、第3の6の(2)の⑤及び⑥に規定する内容に係る議論を行うため、少なくとも毎年度1回以上は開催しなければならないこと。

(2) 社会福祉連携推進評議会は、毎会計年度における決算に係る理事会の開催後から定時社員総会までの間に行うことを基本とすること。

(3) 連携推進法人は、第3の6の(2)の⑥に規定する社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。こと。（法第136条第2項）また、第3の6の(2)の⑤に規定する意見が具申された際も同様とすること。

(4) 第3の6の(2)の⑤に規定する意見の内容及び同(2)の⑤及び⑥に係る社会福祉連携推進評議会の議事の内容については、社員総会に報告しなければならないものであること。

7 社会福祉連携推進目的事業財産等（法第137条及び施行規則第40条の10関係）

(1) 連携推進法人は、次の①から⑦までに掲げる財産につき、正当な理由がある場合を除き、社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならないものであること。

① 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）

② 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）

③ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行った社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産

- ④ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行ったその他業務から生じた収益に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
- ⑤ 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- ⑥ 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表等において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、当該連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして次のアからクまでに掲げる財産
 - ア 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、会費など、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
 - イ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、その徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産
 - ウ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（施行規則第40条の10第4項第2号に規定する「社会福祉連携推進目的保有財産」をいう。以下同じ。）から生じた収益に相当する財産
 - エ 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産
 - オ 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産
 - カ 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
 - キ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後にアからオまで及びこの（1）の①から④までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
 - ク 当該連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産
- (2) (1)の「正当な理由がある場合」とは、次の①から③までに掲げる場合をいうものであり、この場合、法第137条は適用されないものであること。（施行規則第40条の10第1項）
 - ① 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合
 - ② 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合
 - ③ 連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第4条の規定による認定を受けた法人である場合

8 会計処理（法第138条により準用される第45条の23関係）

- (1) 連携推進法人の会計処理は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第177号）の規定に従って行わなければならないこと。
 - (2) 連携推進法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものであること。
- 9 役員報酬等基準の策定（法第138条により準用される第45条の35関係）
- (1) 連携推進法人は、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として連携推進法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該連携推進法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準（以下「役員報酬等基準」という。）を定めなければならないものであること。
 - (2) 役員報酬等基準の策定又は変更は、社員総会の承認を受けなければならないものであること。
 - (3) 役員に対する報酬等の支給は、役員報酬等基準に従って行わなければならないものであること。
- 10 計算書類等の作成、備置き及び閲覧（一般法人法第10条及び第14条、第31条及び第32条、第99条、第107条、第123条、第129条並びに法第127条、法第38条により準用される第45条の32第4項及び第45条の34、法第139条第4項の規定により準用される法第34条の2第3項関係）
- (1) 連携推進法人は、次の①から③までに掲げる書類（（3）において「備置書類」という。）を作成し、それぞれに掲げる期間、その主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないものであること。
 - ① 定款
期間の定めなく常時
 - ② 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）、監査報告、会計監査報告
定時社員総会の2週間前の日（一般法人法第58条第1項の規定により、社員総会の決議の省略を行う場合にあってはその提案があった日）から5年間（従たる事務所にあってはその写しを3年間）
 - ③ 財産目録、役員等名簿、役員報酬等基準、別に定める法人現況報告書（法第138条により準用される第45条の34第1項第4号に規定する事業の概要その他の事項を記載した書類をいう。以下同じ。）、社会福祉連携推進方針、社会福祉連携推進評議会による評価結果
5年間（従たる事務所にあってはその写しを3年間）
 - (2) (1)のほか、一般法人法第32条の規定により、社員名簿につき、主たる事務所に常時備え置くとともに、社員は、理由を明らかにして閲覧又は謄写の請求ができるものであること。
 - (3) 備置書類については、何人も閲覧等の請求を行うことができるも

のであること。

なお、社員及び債権者に対しては、当該閲覧等の請求に応ずる義務があるものであり、その他の者からの請求については正当な理由なく拒んではならないものであること。

また、備置書類が書面によって作成されているときは書面で、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録の閲覧の請求ができること。(施行規則第2条の3及び第2条の5)

1 1 情報公表（法第136条第1項及び法144条により準用される第59条の2並びに施行規則第40条の16関係）

(1) 連携推進法人は、次の①から④までに掲げる書類につき、それぞれ掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく当該書類を公表しなければならないものであること。

① 定款

法第139条第1項の規定により定款変更の認可を受けたとき又は同条第3項の規定により定款変更の届出をしたとき

② 役員報酬等基準

法第138条第1項において準用する第45条の3第2項の規定により社員総会の承認を受けたとき又は法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

③ 計算書類、役員等名簿、法人現況報告書、社会福祉連携推進評議会による評価結果

法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

④ 社会福祉連携推進方針

法第125条の規定により社会福祉連携推進認定を受けたとき又は法第140条の規定により社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受けたとき

(2) (1)の書類の公表は、別に定めるところにより、インターネットの利用により行うものとする。

1 2 退社

(1) 一般法人法第28条の規定により、定款において別段の定めがある場合を除き、社員はいつでも退社できるものであること。

(2) (1)にかかわらず、現に連携推進法人から貸付けを受けている社員については、社員総会において社員全員の同意を得なければ、退社できない旨、定款において別段の定めを置くことが望ましいこと。

(3) 一般法人法第29条の規定により、次の①から④までに掲げる事由によって、社員は強制的に退社することとなるものであること。

① 定款で定めた事由の発生

② 総社員の同意

③ 社員である法人の解散

④ 一般法人法第30条の規定による除名

1 3 解散及び清算（法第141条関係）

(1) 連携推進法人は、一般法人法第148条の規定により、次の①から⑥までに掲げる事由によって解散するものであること。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
 - ② 定款で定めた解散の事由の発生
 - ③ 社員総会の決議
 - ④ 社員が欠けたこと
 - ⑤ 破産手続開始の決定
 - ⑥ 一般法人法第261条第1項又は第268条の規定に基づく
裁判所による解散命令
- (2) 連携推進法人が解散した場合、一般法人法第206条の規定により、清算をしなければならないものであること。
その際、清算人は、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならないものであること。(法第141条の規定により準用される第46条第3項)
- (3) 清算をする連携推進法人は、一般法人法第207条の規定により、清算の目的の範囲内において、清算を結了するまではなお存続するものとみなされるものであること。
- (4) その他法第141条の規定により、連携推進法人の解散及び清算については、法第46条の2(破産手続の開始)、第46条の6第4項及び第5項(清算人の就任)、第47条の4(裁判所による監督)、第47条の5(清算結了の届出)、第47条の6(検査役の選任)の社会福祉法人に係る規定がそれぞれ準用されるものであること。
- 14 残余財産の帰属先(法第127条第5号ル及び施行規則第40条第9項関係)
- (1) 社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合又は連携推進法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、一般法人法第239条第1項の規定により、定款の定めるところによるものであるが、連携推進法人の業務の性質に鑑み、国、地方公共団体、他の連携推進法人又は社会福祉法人(社員を除く。)の全部又はいずれかとし、これを定款に定めなければならないものであること。
- (2) 社員に対し、剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、一般法人法第11条第2項の規定により、その効力を有しないものであること。

15 その他

連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に必要な範囲で、社員総会等を通じて、社員との間で定期的に情報共有することが望ましいものであること。

その際、個人情報扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関連法令に則り、あらかじめ個人情報保護規程を定めるなどにより、適切に管理する必要があること。

なお、社員の施設等の利用者に係る個人情報については、原則として、それぞれの社員において管理されるべきであること。

第5 連携推進法人の認定申請等の手続

1 認定所轄庁(法第131条により準用される第30条関係)

- (1) 認定所轄庁は、連携推進法人の主たる事務所の所在地及びその行

う事業の区域に応じ、次の①から④までにそれぞれ掲げるとおりであること。

- ① 主たる事務所が市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内にある連携推進法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの
市長（特別区の区長を含む。）
- ② 主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であってその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの
指定都市の長
- ③ 連携推進法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、次のいずれかに該当するもの（施行規則第40条の4）
 - ア 社員に係る法人の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ法第125条に掲げる社会福祉連携推進業務の全てを行うもの
 - イ アに類するもの
厚生労働大臣
- ④ ①から③まで以外のもの
都道府県知事

(2) (1)の③のイについては、社員に係る法人の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ法第125条に掲げる社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うものであること。

(3) (1)に規定する「その行う事業の区域」とは、現に連携推進法人に参画する社員に係る法人の主たる事務所の所在地を基準に判断するものとする。

(4) 社員の増減により、認定所轄庁が変更となる見込みがある場合には、連携推進法人は、速やかにその旨、現在の認定所轄庁に相談すること。

2 申請（法第126条第1項関係）

(1) 社会福祉連携推進認定を受けようとする場合には、次の①から⑬までに掲げる申請書類を認定所轄庁に提出しなければならないものであること。（施行規則第39条）

- ① 申請書
- ② 定款
- ③ 社会福祉連携推進方針
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑥ 法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類
- ⑦ 法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類
- ⑧ 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑨ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載し

た書類

- ⑩ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
 - ⑪ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
 - ⑫ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - ⑬ その他認定所轄庁が必要と認める書類
- (2) (1) の書類の提出に当たって、(1) の①にあつては別記様式2に、③にあつては別記様式3に、⑥にあつては別記様式4に、⑦にあつては別記様式5によること。
- (3) (1) の申請に当たっては、副本1通を添付すること。
- (4) 社会福祉連携推進認定を受けるためには、一般社団法人としての法人格が必要となるが、一般社団法人の設立に当たっては、一般法人法及び同法に基づく関係法令の定めによるものであること。
- このため、社会福祉連携推進認定に当たっては、次の①から④までに掲げる手続を経る必要があること。
- ① 定款を作成し、公証人の認証を受けること。
 - ② 設立時役員の選任を行うこと。
 - ③ 設立時役員が、設立手続の調査を行うこと。
 - ④ 設立時代表理事が、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行うこと。
- (5) 1 の地域に、複数の連携推進法人が認定されることを妨げるものではないこと。

3 社会福祉連携推進方針（法第126条第2項関係）

- (1) 社会福祉連携推進方針には、次の①から④までに掲げる事項その他必要事項を記載し、社員総会の決議を経なければならないものであること。
- ① 社員の氏名又は名称
 - ② 社会福祉連携推進区域の範囲
 - ③ 社会福祉連携推進業務の内容
 - ④ 貸付業務に係る事項
 - ・貸付対象社員の名称
 - ・貸付金額
 - ・貸付けの契約日
 - ・貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法
- (2) 「社会福祉連携推進区域の範囲」については、1の(1)に規定する「その行う事業の区域」と一致するものとして、原則として市町村単位で記載すること。
- ただし、社員に係る法人の主たる事務所の所在地が1の都道府県の全ての市町村にわたる場合には、「〇〇県全域」といった記載で差し支えないものであること。
- (3) 「社会福祉連携推進業務の内容」については、社会福祉連携推進業務の種類ごとに、当該連携推進法人において行われる業務の内容を具体的に記載すること。

- (4) 「貸付業務に係る事項」については、これを行おうとする場合のみ記載すること。よって、当初の認定申請の段階において貸付業務を行う予定がない場合には、記載不要であること。

また、認定後において新たに貸付業務を行おうとする場合には、8に規定する社会福祉連携推進方針の変更が必要となるものであること。

4 認定基準

- (1) 法人設立の目的について（法第127条第1号関係）

定款上、次の①及び②のいずれもが記載されているとともに、社会福祉連携推進業務に係る事業費率が過半を占めていること。

- ① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨
- ② それにより、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨

- (2) 社員の構成について（法第127条第2号関係）

第3の2の（1）を満たしていること。

- (3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎について（法第127条第3号関係）

第3に規定する組織機関が全て備わり、かつ第4の4に規定する業務運営の実施体制が確保されているとともに、会費等により、少なくとも認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること。

- (4) 社員の資格の得喪について（法第127条第4号関係）

定款等において、社員の資格の得喪に関し、連携推進法人の目的に照らして、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。

- (5) 定款の記載事項について（法第127条第5号関係）

定款の記載事項については、一般法人法第11条第1項に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度）のほか、次の①から⑬までに掲げる事項を記載し、又は記録していることが必要であり、別紙3の定款例を参照し、作成のこと。

- ① 社員の議決権に関する事項
- ② 役員に関する事項
- ③ 代表理事に関する事項
- ④ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項
- ⑤ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項
- ⑥ 社会福祉連携推進評議会に関する事項
- ⑦ 貸付けを受ける社会福祉法人である社員が別紙1の6の（4）の①から⑥までに掲げる事項を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 解散に関する事項

- ⑪ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨
 - ⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨
 - ⑬ 定款の変更に関する事項
- 5 欠格事由（法第128条及び施行令第34条関係）
- 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合には、社会福祉連携推進認定は受けられないこと。
- （１） 役員のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者があるものの
- ① 連携推進法人が法第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの。
 - ② 法又は施行令第34条の規定で定める社会福祉に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（③に該当する者を除く。）
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- （２） 法第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの。
- （３） 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
- 6 認定の通知及び公示（法第129条及び第145条第3項関係）
- 認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に対して通知するとともに、公示しなければならないものであること。
- なお、当該公示はインターネットの利用その他の認定所轄庁において適当と認める方法により行うこと。（施行規則第40条の3）
- 7 定款の変更（法第139条第1項から第3項まで及び施行規則第40条の13関係）
- （１） 連携推進法人が定款を変更する場合には、（４）に掲げる場合を除き、社会福祉連携推進認定を受けた認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じないものであること。
 - （２） 定款変更の認可申請は、別記様式6により、認定所轄庁あて申請を行うこと。
 - （３） （２）の申請に当たっては、副本1通を添付すること。
 - （４） （１）にかかわらず、次の①から③までに掲げる事項の変更を行う場合には、別記様式7により、認定所轄庁あて届出を行うことで足りること。
 - ① 事務所の所在地
 - ② 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更

③ 公告の方法

- (5) 6による認定の通知があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称の変更を行うことが必要となり、(4)の定款の変更の届出及び法人名称の変更登記が必要となるものであること。その際、あらかじめ理事会及び社員総会において、社会福祉連携推進認定があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行うことにつき、決議を得ておくことは可能であること。

なお、当該定款の変更により、第4の11の(1)の①に規定する定款の情報公表義務が課されることになるので、留意のこと。

8 社会福祉連携推進方針の変更（法第140条関係）

- (1) 社会福祉連携推進方針に変更が生じる場合、連携推進法人は、社員総会での決議を経た上で、認定所轄庁の認定を受けなければならないものであること。

なお、貸付業務を行う場合にあっては、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、これを社会福祉連携推進方針に盛り込む必要があること。（別紙1の4参照）

- (2) 社会福祉連携推進方針変更の認定申請は、別記様式8により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

- (3) (2)の申請に当たっては、副本1通を添付すること。

9 代表理事の選定及び解職（法第142条及び施行規則第40条の14関係）

- (1) 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものであること。

なお、社会福祉連携推進認定は、代表理事の選定を含め、当該認定を行うこととなるため、当該認定時において本手続を別途行うことは不要であり、認定後、新たに代表理事の選定及び解職が生じた場合に、本手続を行う必要があること。

- (2) 代表理事の選定及び解職の認可申請は、別記様式9により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

なお、代表理事が任期満了により退任する場合については、当該申請は不要であること。

- (3) (2)の申請に当たっては、副本1通を添付すること。

- (4) 代表理事の解職の認可があった場合には、速やかに後任の代表理事の選定を行い、当該選定に係る認可申請を行う必要があること。その際、長期間、代表理事の選定が行われない場合には、認定所轄庁において、第3の7の(2)により、一時代表理事の選任が可能であること。

10 毎会計年度における所轄庁への届出（法第144条により準用される第59条及び施行規則第40条の15関係）

連携推進法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、次の①から⑦までに掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならないものであること。

- ① 計算書類等
- ② 財産目録
- ③ 役員等名簿
- ④ 役員報酬等基準

- ⑤ 法人現況報告書
 - ⑥ 第3の6の(2)の⑥に規定する社会福祉連携推進評議会による業務評価(別記様式1)
 - ⑦ 事業計画(定款に作成する旨を定めている場合に限る。)
- 1 1 社会福祉連携推進認定の取消し(法第145条及び第146条関係)
- (1) 認定所轄庁は、連携推進法人が次の①及び②のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならないこと。
 - ① 5の(1)から(3)までに掲げる欠格事由のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。
 - (2) 認定所轄庁は、連携推進法人が次の①から③までのいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができるものであること。
 - ① 4の(1)から(4)までに掲げる認定基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - ② 社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 法、施行令又は施行規則に基づく命令や処分に違反したとき。
 - (3) 第4の13の①から④まで及び⑥の事由により解散する場合にあっては、(2)の②の社会福祉連携推進認定の取消しの申請を行わなければならないものであること。
 - (4) 認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定を取り消したときは、6の規定に従って、その旨を公示しなければならないものであること。
(施行規則第40条の3)
- 併せて、認定所轄庁は、公益認定法第29条第6項及び第7項の規定の準用により、遅滞なく、当該連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託するとともに、当該名称変更の登記に係る嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならないものであること。
- (5) 社会福祉連携推進認定が取り消された連携推進法人は、その名称中の「社会福祉連携推進法人」という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされるものであること。
 - (6) 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合、定款の定めに従い、社会福祉連携推進認定の取消しの日から1月以内に、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなされるものであること。
- 1 2 その他社会福祉法人に係る規定の準用(法第144条関係)
- その他法第144条の規定により、法第56条(第8項を除く。)(監督)、第57条の2(関係都道府県知事等の協力)、第59条の3(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)の規定がそれぞれ準用されるものであること。

貸付業務の実施方法

1 貸付業務を行う場合の手続の流れ

貸付業務を行う場合は、次の手順で行うこと。

- ① 連携推進法人、貸付原資提供社員及び貸付対象社員（以下「貸付当事者」という。）において貸付けの内容等について合意すること。
- ② 貸付当事者のそれぞれの内部機関において、①の合意内容について意思決定を行うこと。
- ③ 社会福祉連携推進方針に①の合意内容を反映すること。
- ④ 当該社会福祉連携推進方針の策定又は変更について、認定所轄庁に対して申請すること。
- ⑤ 貸付原資提供社員から連携推進法人に対して、貸付原資に係る貸付金を提供すること。
- ⑥ ⑤による借入金を原資に、連携推進法人から貸付対象社員に対して、貸付金を提供すること。
- ⑦ 貸付対象社員において借入金を使用した後、連携推進法人に対し、当該借入金の使用状況について報告すること。
- ⑧ 貸付対象社員から連携推進法人に対して借入金を返済するとともに、当該返済をもって、連携推進法人から貸付原資提供社員に対して、貸付原資に係る貸付金を清算すること。
- ⑨ 社会福祉連携推進方針における貸付けに係る記載を削除するため、当該方針の変更について、認定所轄庁に対して申請すること。

2 貸付当事者間での合意について

- (1) 貸付業務の実施に当たっては、貸付当事者において、別紙 1 様式に掲げる事項について合意すること。

なお、当該合意は、1 回の貸付けごとに行わなければならないものであること。

- (2) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付原資の提供に当たっては、貸付原資提供社員において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること。

- ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に連携推進法人への貸付金を計上すること。
- ② 貸付けを行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差額が黒字であること。
- ③ 直近 3 カ年度（貸付けを行う年度に属する 4 月 1 日を基準として、前々年度から過去 3 カ年度分とする。）の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること。
- ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと。
- ⑤ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること。
- ⑥ 貸付期間は、(3) の①に合わせて設定すること。
- ⑦ 当該連携推進法人から貸付けを受けていないこと。

- (3) 連携推進法人から貸付対象社員への貸付けに当たっては、連携推進法人において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること。

- ① 貸付期間は、3年以内とすること。
 - ② 貸付金額が貸付対象社員の返済可能な額であること。
 - ③ 貸付金の使途は、貸付対象社員が行う社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、次の条件を満たすものであること。
 - ア 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費であること。
 - イ 貸付対象社員の役員等報酬に充てるものでないこと。
 - ④ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること。
 - ⑤ 担保や保証人の設定等が必要に応じて適切に行われていること。
 - ⑥ 事務手数料を徴収する場合に、当該事務手数料が不当に高額でないこと。
 - ⑦ 適切な遅延損害金の設定を行うこと。
- (4) このほか、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、それぞれ次の①又は②に留意すること。
- ① 貸付原資提供社員に係る留意事項
 - ア 貸付原資の提供は、全ての社員が行う必要はなく、一部の社員が提供しないことも可能であること。
 - イ 同一年度における提供上限額の範囲内で、複数回、貸付原資を提供することを妨げるものではないこと。
 - ② 貸付対象社員に係る留意事項
 - ア 複数の連携推進法人から同時に貸付けを受けることはできないこと。
 - イ 同一の貸付対象社員が、同一の連携推進法人から複数回貸付けを受けることを妨げるものではないが、この場合、既貸付金が完済されている必要があること。
- 3 貸付当事者それぞれの内部機関における意思決定について
- (1) 理事会、評議員会（連携推進法人の場合にあつては社員総会）において、貸付けの当事者間で合意すべき内容について承認を受けること。
その際、貸付対象社員の状況次第では、返済されない可能性があることを十分考慮した上で、丁寧に説明を行い、議論すること。
 - (2) 貸付原資提供社員においては、連携推進法人への貸付けについて、あらかじめ法人所轄庁に相談しておくことが望ましいこと。
 - (3) 貸付対象社員において、基本財産を抵当権等の担保に供する場合には、貸付対象社員の法人所轄庁の認可を得る必要があることに留意のこと。
- 4 社会福祉連携推進方針の策定又は変更について
- (1) 連携推進法人は、3において社員総会で承認された合意内容のうち、別記様式3のとおり、当該合意に基づき行われる貸付けごとに、次に掲げる事項を社会福祉連携推進方針に盛り込まなければならないこと。
なお、社会福祉連携推進認定後に新たに貸付業務を行う場合には、社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受ける必要があること。
 - ① 貸付対象社員の名称
 - ② 貸付けの金額及び契約日
 - ③ 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法
 - (2) 連携推進法人は、連携推進法人の認定の申請（貸付業務を行う場合に限

る。)又は(1)の認定の申請を行うに当たっては、次の①から⑦までに掲げる書類を添付しなければならないものであること。

- ① 別紙1様式の貸付事前合意書
 - ② 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画
 - ③ 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案
 - ④ 連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案
 - ⑤ 連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、社員総会議事録
 - ⑥ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録
 - ⑦ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録
- (3) (2)の申請前に、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、3の手續を完了させておく必要があること。

5 認定所轄庁に対する申請について

認定所轄庁は、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていることなど、社会福祉法人の法人外流出の禁止等の観点から貸付内容を確認するとともに、必要に応じて貸付原資提供社員及び貸付対象社員の法人所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行い、特段の問題がなければ、認定して差し支えないこと。

6 貸付原資提供社員から連携推進法人に対する貸付原資の提供及び連携推進法人から貸付対象社員への貸付けの実行について

- (1) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付金については、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、他の資金と区分経理するものとし、貸付対象社員への貸付け以外への使用は一切認められないものであること。
- (2) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約には、債権譲渡禁止特約を盛り込むこと。
- (3) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約の履行(貸付金の振込)は、金融機関における振込手續等によるやむを得ない場合を除き、同一日に行うこと。
- (4) 貸付対象社員は、貸付けを受けた年度から、当該貸付金の返済が完了するまでの間、次の①から⑥までに掲げる事項につき、連携推進法人の承認を受けること。(施行規則第40条第8項)
 - ① 予算(補正予算を含む。)の決定又は変更
 - ② 決算の決定
 - ③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ
 - ④ 重要な資産の処分
 - ⑤ 合併
 - ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散

なお、当該承認は、連携推進法人の理事会における決議をもって行うこと。

また、当該承認が受けられなかった場合には、貸付対象社員においてその内容について必要な見直しを行い、法人内部での所要の手続を経た上、改めて連携推進法人の承認を受ける必要があること。

- (5) 連携推進法人が(4)の承認を行うに当たっては、別添第3の6の(2)の⑤に規定のとおり、社会福祉連携推進評議会に対し、意見を求めることができるものであること。

7 貸付対象社員における借入金の使用及びその使用状況の報告について

貸付対象社員においては、借入金使用後、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと。

8 貸付対象社員から連携推進法人への借入金の返済及び連携推進法人から貸付原資提供社員への借入金の返済について

- (1) 貸付対象社員から連携推進法人への返済金については、契約上、連携推進法人が収受すべき金額を除き、他の資金と区分経理し、貸付原資提供社員への返済以外への使用は一切認められないものであること。
- (2) 貸付対象社員から貸付金の返済があった場合、連携推進法人は、貸付原資提供社員に対し、当該返済金を速やかに返還すること。

9 社会福祉連携推進方針の変更について

貸付金の返済後、連携推進法人は、認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進方針のうち、当該貸付けに関する記述を削除するための変更認定手続を行う必要があること。

10 その他留意事項

- (1) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けについては、2の(2)の①から⑦までに掲げる条件を満たして行われる限りにおいて、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)、「障害者総合支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」(平成24年8月20日付け障発0820第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の規定にかかわらず、社会福祉法人外への資金流出には該当せず、資金使途の例外として、これらの運営費を当該貸付金に充てることが可能であること。
- (2) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けに係る社会福祉法人の事業区分については、社会福祉事業の一環として位置付けら

れるものであること。

- (3) 貸付原資提供社員である社会福祉法人の連携推進法人に対する貸付金債権については、法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額の算定に当たって、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める控除対象財産には該当しないものであること。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
※ 以下の規定のほか、一般法人法のうち、第百四十七条の規定により適用が除外される規定を除く、一般社団に係る規定が適用されることに留意。		
第十一章 社会福祉連携推進法人 第一節 認定等 （社会福祉連携推進法人の認定） 第百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けなければならない。 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を営業者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 三 社員が営業者社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの		（資金を調達するための支援） 第三十八条 法第百二十五条第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付けとする。
五 社員が営業者社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 六 社員が営業者社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給 （認定申請） 第百二十六条 前条の認定（以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。）の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他の厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 社員の氏名又は名称 二 社会福祉連携推進業務を実施する区域 三 社会福祉連携推進業務の内容		（社会福祉連携推進認定の申請手続） 第三十九条 法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 名称及び代表者の氏名 二 主たる事務所の所在地 三 法第百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務の内容 2 法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 当該一般社団法人の登記事項証明書 二 当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 三 法第百二十七条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類 四 当該一般社団法人の理事及び監事が法第百二十八条第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを証明する書類 五 法第百二十八条第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証明する書類 六 前各号に掲げるもののほか、所轄庁が法第百二十五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）に必要と認める書類 3 前項の申請書類には、副本一通を添付しなければならない。 4 法第百二十六条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（認定の基準） 第百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合するときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。 一 その設立の目的について、社員が社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。 四 社員の資格の俾置に関して、第一号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項 ロ 役員について、次に掲げる事項 （１）理事六人以上及び監事二人以上を置く旨 （２）理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。		一 法第百二十五条第四号の業務（次号及び第三号において「貸付業務」という。）により支援を受けようとする社員名 二 貸付業務に係る貸付けの金額 三 貸付業務に係る貸付けの契約日 四 法第百二十七条第五号トに掲げる事項の承認の方法 （社会福祉連携推進認定の基準） 第百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 社会福祉事業等従事者の養成機関を営営する法人 二 社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を営営する法人 2 法第百二十七条第五号イに規定する厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。 イ 社員の議決権に関して、社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 ハ 社員の議決権に関して、一の社員が総社員の議決権の過半数を保有しないものであること。 ニ 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならないものであること。 3 法第百二十七条第五号ロ(2)に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

社会福祉法（運携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法適用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨		一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該理事の使用人 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 四 前二号に掲げる者の配偶者 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
（３）監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨		４ 法第二百二十七条第五号ロ③に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該役員の使用人 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 四 前二号に掲げる者の配偶者 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
（４）理事又は監事について、社会福祉運携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨		５ 法第二百二十七条第五号ロ④に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 理事について、当該一般社団法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 二 監事について、財務管理について識見を有する者
ハ 代表理事を一人置く旨 ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項 ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項	（法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準） 第三十三条 法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準を超える一般社団法人は、次の各号のいずれかに該当する一般社団法人とする。 一 最終事業年度（各事業年度に係る計算書類につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二項の承認（同法第二百七条前段に規定する場合には、同法第二百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る同法第二百二十六条第二項の承認を受けた損益計算書（同法第二百二十七条前段に規定する場合には、同条の規定により定時社員総会に報告された損益計算書）に基づいて最終事業年度における経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。	（最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法） 第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉運携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第177号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービズ活動収益計(1)欄に計上

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（１）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨 （２）会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項	二 最終事業年度に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十六条第二項の承認を受けた貸借対照表（同法第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、同法第百二十三条第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。	した額とする。 第四十条（続き） 6 法第百二十七条第五号ホ(1)に規定する厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 職員の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 7 法第百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 当該一般社団法人の計算関係書類（計算書類（法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。）を監査し、会計監査報告を作成しなければならないこと。 二 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないこと。 (1) 当該一般社団法人の理事及び職員 (2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
へ 次に掲げる要件を満たす評議会（第百三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。）を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法 （１）福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。 （２）当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 （３）社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ト 第百二十五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨			三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録（法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。 四 会計監査人は、次に掲げるものの閲覧若しくは謄写をし、又は当該一般社団法人の理事若しくは職員に対し、会計に関する報告を求めることができること。 （１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面 （２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものであるもの
チ 資産に関する事項 リ 会計に関する事項 ス 解散に関する事項 ル 第百四十五条第二項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合において、第百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に関、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者（ウにおいて「国等」という。）に贈与する旨			８ 法第百二十七条第五号トに規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 決算の決定に関する事項 二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れに関する事項 三 重要な資産の処分に関する事項 四 合併に関する事項 五 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項
ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨			９ 法第百二十七条第五号ルに規定する厚生労働省令で定める者は、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とする。 （公益認定を受けている場合の特例） 第四十条の二十一 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合は、法第百二十七条第五号ル及びワの規定は、適用しない。 ２ （略）

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
ワ 定款の変更に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。 （次格事由） 第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人（以下この章、第百五十五条第一項及び第百六十五条において「社会福祉連携推進法人」という。）が第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）			(規定なし)

社会福祉（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ニ 暴力団員等 ニ 第四百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの （認定の通知及び公示） 第百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。 （名称） 第百三十条 社会福祉連携推進法人は、その名称中に社会福祉連携推進法人という文字を用いなければならない。 ２ 社会福祉連携推進認定を受けたことによる名称の変更の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。 ３ 社会福祉連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 ４ 社会福祉連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。 （準用） 第百三十一条 第三十条の規定は、社会福祉連携推進認定の所轄庁について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「もの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。 準用後の第三十条 （所轄庁） 第三十条 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉連携推進法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉連携推進法人（次号に掲げる社会福祉連携推進法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	律第六十五号） 十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。） 十七 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号） 十八 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号） 十九 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）	（公示の方法） 第四十条の三 法第百二十九条及び法第百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

	社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法運用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
	二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉連携推進法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの 指定都市の長 2 社会福祉連携推進法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものに あつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。 第二節 業務運営等 （社会福祉連携推進法人の業務運営） 第百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員が社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。 2 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。	(特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者) 第三十五条 法第百三十二条第二項の政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者ととする。 一 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者 二 当該一般社団法人の理事、監事若しくは職員又は当該一般社団法人に置かれた法第百二十七条第五号へに規定する社会福祉連携推進評議会の構成員 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 六 第一号に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの	(事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの) 第四十条の五 令第三十五条第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（次項において「子法人」という。） 二 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合に占める当該一の者の割合が一定以上となる場合

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。 4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができる。 （社員の義務） 第百三十三条 社会福祉連携推進法人の社員（社会福祉事業を営営する者に限る。次条第一項において同じ。）は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない。 （委託募集の特例等） 第百三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。 2 社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。 3 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。 4 社会福祉連携推進法人が第一項に規定する募集に従事しようとする場合における職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。 ※ 準用条文、省令は割愛。 第百三十五条 公共職業安定所は、前条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する社会福祉連携推進法人に対して、当該募集が効果的かつ適切に実施されるよう、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導を行うものとする。 （評価の結果の公表等） 第百三十六条 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ（３）の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。 2 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ（３）の社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。 （社会福祉連携推進目的事業財産） 第百三十七条 社会福祉連携推進法人は、次に掲げる財産を社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならない			2 前項各号の「財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業、又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
ない。ただし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。		（社会福祉連携推進目的事業財産） 第四十条の十 法第百三十七条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。 一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合 二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合 三 当該社会福祉連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四十条の規定による認定（第四十条の二十一において「公益認定」という。）を受けた法人である場合
一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。） 二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。） 三 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産 四 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携推進業務以外の業務から生じた収益に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であつて同日以後に厚生労働省令で定める方法により社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産		2 法第百三十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める割合は、百分の五十とする。 3 法第百三十七条第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。ただし、継続して社会福祉連携推進業務の用に供するため保有している財産以外の財産については、この方法による表示をすることができない。 4 法第百三十七条第七号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。 一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産 二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（第五号及び第六号並びに法第百三十七条第五号及び第六号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産 三 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産 四 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に第一号から第四号まで及び法第百三十七条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前項の規定により表示したもの
七 前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして厚生労働省令で定める財産		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（計算書類等） 第百三十八条 第四十五条の二十三、第四十五条の三十二第四項、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五の規定は、社会福祉連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略） 運用後の第四十五条の二十三 第四十五条の二十三 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。 2 社会福祉連携推進法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 運用後の第四十五条の三十二第四項 （計算書類等の備置き及び閲覧等） 第四十五条の三十二 （略） 2・3 （略） 4 何人（社員及び債権者を除く。）も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこちらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人を設置する場合にあっては、会計監査報告を含む。）をいう。次号において同じ。）をいう。次号において同じ。が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求		七 法第百三十七条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産 一社会福祉連携推進法人会計基準 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一～八 （略） 九 法第四十五条の三十二第四項第二号（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。） 十～十七 （略） （計算書類等の規定の準用） 第四十条の十一 第二条の四十及び第二条の四十二の規定は、法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項及び法第四十五条の三十五第一項に規定する社会福祉連携推進法人の計算書類等について準用する。この場合において、第二条の四十第一項中「定時評議員会（法第四十五条の三十一）」とあるのは「定時社員総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十七条）」と、第二条の四十第二項中「法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条及び第二条の二十六から第二条の三十四」と、第二条の四十二中「理事、監事及び評議員」とあるのは「理事及び監事」と、「理事等」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
準用後の第四十五条の三十四 （財産目録の備置き及び閲覧等） 第四十五条の三十四 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉連携推進法人が第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進設定を受けた日の属する会計年度にあつては、当該日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。 一 財産目録 二 役員等名簿（理事及び監事の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。） 三 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第百四十四条において準用する第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類 四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類		一社会福祉連携推進法人会計基準 第四章 財産目録（第二十二條-第二十五條） 第四十条の十一第一項による準用後の第二條の四十 （財産目録） 第二條の四十 法第百三十八條第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時社員総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十七条の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条及び第二條の二十六から第二條の三十四までの規定は、社会福祉連携推進法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。 （事業の概要等） 第四十条の十二 法第百三十八條第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉連携推進法人に関する基本情報 二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における社員の状況 三 当会計年度の初日における理事の状況 四 当会計年度の初日における監事の状況 五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況 六 当会計年度の初日における社会福祉連携推進評議会の構成員の状況 七 当会計年度の初日における職員の状況 八 前会計年度における社員総会の状況 九 前会計年度における理事会の状況 十 前会計年度における監事の監査の状況 十一 前会計年度における会計監査の状況 十二 前会計年度における社会福祉連携推進評議会の状況 十三 前会計年度における事業等の概要 十四 当該社会福祉連携推進法人に関する情報の公表等の状況 十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、事業計画 十六 その他必要な事項

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
2 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。 3 何人も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人は、役員等名簿について当該社会福祉連携推進法人の社員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。 5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第三項第二号に掲げる請求に応じることと可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつている社会福祉連携推進法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。			（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一～九（略） 十 法第四十五条の三十四第三項第二号（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。） 十一～十七（略） （電磁的記録の備置きに関する特則） 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一～三（略） 四 法第四十五条の三十四第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
（報酬等） 第四十五条の三十五 社会福祉連携推進法人は、理事及び監事に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉連携推進法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとしないような支給の基準を定めなければならない。			第四十条の十一第一項による準用後の第二条の四十 （報酬等の支給の基準に定める事項） 第二条の四十二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十五第一項に規定する理事及び監事（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。
2 社会福祉連携推進法人の計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会			

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
計監査人を設置する場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。）に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十条第一項、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百二十条第一項、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項及び第二項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百二十三条第一項中「その成立の日」とあるのは「社会福祉法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日」とする。 準用後の一般法人法第百二十三条第一項 (会計帳簿の作成及び保存) 第百二十条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 (略) 準用後の一般法人法第百二十三条第一項及び第二項 (計算書類等の作成及び保存) 第百二十三条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。		一社会福祉連携推進法人会計基準第二章 一社会福祉連携推進法人会計基準第九章 第四十条の十一（続き） 2 第二条の二十五から第二条の三十七までの規定は、社会福祉連携推進法人の監事の監査について準用する。この場合において、第二条の二十五中「法第四十五条の二十七第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項」と、「法第四十五条の第十三第四項第五号」とあるのは「法第百二十七条第五号ホ」と、第二条の二十六第一項中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項」と、「計算関係書類（ジ）とあるのは「計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、）と、第二条の二十七第一項中「法第三十条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人」とあるのは「会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人」と、第二条の三十第一項第二号中「計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第二項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条（第五号を除く。）及び第二条の三十二において同じ。）」とあるのは「計算関係書類」と、同項第五号中「第二条の二十二の財産目録」とあるのは「第四十条第七項第三号の財産目録」と、第二条の三十二第二項第一号中「計算関係書類のうち計算書類」とあるのは「計算関係書類（附属明細書を除く。）」と、第二条の三十五中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。 一社会福祉連携推進法人会計基準第十条等 第四十条の十一第二項による準用後の第二条の二十五
2 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下の歌において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 3・4 (略)		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
準用後の一般法人法第百二十四条第一項及び第二項 （計算書類等の監査等） 第百二十四条 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事 3 （略）		（事業報告） 第二十五条 法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 一 当該社会福祉連携推進法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。） 二 法第百二十七条第五号ホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。 第四十条の十一第二項による準用後の第二条の二十六から第三十七条（計算関係書類の監査） 第二十六条 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項の規定による監査（計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、各会計年度に係るものに限る。以下この条から第二条の三十四までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第二条の三十四までに定めるところによる。 2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利用関係者に伝達するための手続を含むものとする。 （監査報告の内容） 第二十七条 監事（会計監査人設置社会福祉連携推進法人（会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該社会福祉連携推進法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 四 追記情報 五 監査報告を作成した日 2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		一 会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 （監査報告の通知期限等） 第二十八条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事 （計算関係書類の提供） 第二十九条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。 （会計監査報告の内容） 第三十条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 会計監査人の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該社会福祉連携推進法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示している旨と認められる旨

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由 四 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項 五 第二号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（監査の範囲に属さないものに限る。）並びに財産目録（第四十条第七項第三号の財産目録を除く。）の内容と計算関係書類（監査の範囲に属するものに限る。）の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 六 追記情報 七 会計監査報告を作成した日 2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 （会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事の監査報告の内容） 第二条の三十一 会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨 三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。） 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 （会計監査報告の通知期限等） 第二条の三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該計算関係書類（附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第二条の三十四において同じ。）。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二条の三十四において同じ。）。 一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事 （会計監査人の職務の遂行に関する事項） 第二条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項 （会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事の監査報告の通知期限） 第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉連携推進法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。 一 会計監査報告を受領した日（第二条の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		（事業報告等の監査） 第二十五条 法第三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二十条の三十七において同じ。）については、次条及び第二十条の三十七に定めるところによる。 （監査報告の内容） 第二十条の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉連携推進法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 三 当該社会福祉連携推進法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 五 第二十条の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 （監査報告の通知期限等） 第二十条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日 二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日 2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
（定款の変更等） 第百三十九条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 4 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 運用後の第三十四条の二第三項 （定款の備置き及び閲覧等） 第三十四条の二 （略） 2 （略） 3 何人（社員及び債権者を除く。）も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 （略） （社会福祉連携推進方針の変更） 第百四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。		（定款の変更の認可の申請） 第四十条の十三 社会福祉連携推進法人は、法第百三十九条第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の条項及びその理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して認定所轄庁に提出しなければならない。 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類 二 変更後の定款 2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。 3 法第百三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 事務所の所在地 二 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更 三 公告の方法 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 （略） 二 法第三十四条の二第三項第二号（法第百三十九条第四項において準用する場合を含む。） 三～十七 （略）

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
第三節 解散及び清算 第四百一十一条 第四百十六條第三項、第四百十六條の二、第四百十六條の六第四項及び第五項並びに第四百十七條の四から第四百十七條の六までの規定は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、第四百十六條第三項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八條各号」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第百三十九條第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四百十六條の六第四項及び第五項並びに第四百十七條の五において同じ。）」と、第四百十六條の六第四項及び第五項並びに第四百十七條の五中「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁」と、「準用する。この場合第二項中「第四百十六條の十三」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十六條」と、「準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。 運用後の第四百十六條第三項 (解散事由) 第四百十六條 (略) 2 (略) 3 清算人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八條各号に掲げる事由によつて解散した場合には、連帯なくその旨を認定所轄庁（第百三十九條第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四百十六條の六第四項及び第五項並びに第四百十七條の五において同じ。）に届けなければならない。 運用後の第四百十六條の三 (社会福祉連携推進法人についての破産手続の開始) 第四百十六條の二 社会福祉連携推進法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。 運用後の第四百十六條の六第四項及び第五項 (清算人の就任) 第四百十六條の六 (略) 2・3 (略) 4 清算人は、その氏名及び住所を認定所轄庁に届けなければならない。 5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を認定所轄庁に届けなければならない。 6・7 (略) 運用後の第四百十七條の四 (裁判所による監督) 第四百十七條の四 社会福祉連携推進法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。 3 社会福祉連携推進法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉連携推進法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。 運用後の第四百十七條の五 (清算終了の届出)			

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
第四十七条の五 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 運用後の第四十七条の六 (検査役の選任) 第四十七条の六 裁判所は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができ、 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十六条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。 第四節 監督等 (代表理事の選定及び解職) 第四百十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (役員等に欠員を生じた場合の措置等) 第四百十三條 第四十五条、第四十五条の六第二項及び第三項並びに第四十五条の七の規定は、社会福祉連携推進法人の役員及び会計監査人について準用する。この場合において、第四十五条中「定時評議員会」とあるのは「定時社員総会」と、第四十五条の六第二項中「前項に規定する」とあるのは「この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠けた」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）」と、「一時役員」とあるのは「一時役員又は代表理事」と読み替えるものとする。 運用後の第四十五条 (役員の任期) 第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。 運用後の第四十五条の六第二項及び第三項 (役員等に欠員を生じた場合の措置) 第四十五条の六 (略) 2 この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。）は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。 3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。 4 (略) 運用後の第四十五条の七			(代表理事の選定等の認可の申請) 第四十条の十四 社会福祉連携推進法人は、法第百四十二条の規定により、代表理事の選定又は解職に係る認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定所轄庁に提出しなければならない。 一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名 二 選定又は解職の理由 2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）		社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
(役員の欠員補充) 第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 2 前項の規定は、監事について準用する。 2 社会福祉連携推進法人の監事に關する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百条の規定の適用については、同条中「理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは、「社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁、社員総会又は理事会」とする。 準用後の一般法人法第百条 (理事への報告義務) 第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁、社員総会又は理事会に報告しなければならない。 (監督等) 第百四十四条 第五十六条（第八項を除く。）、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二（第二項を除く。）及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (表略) 準用後の第五十六条（第八項を除く。） (監督) 第五十六条 認定所轄庁（第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 4 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。 5 認定所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉連携推進法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 6 認定所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉連携推進法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。 7 社会福祉連携推進法人が前項の命令に従わないときは、認定所轄庁は、当該社会福祉連携推進法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。 8 (略) 9 認定所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉連携推進法人に、認定所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。 10 前項の通知を受けた社会福祉連携推進法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を			

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
作成し、これを認定所轄庁に提出しなければならない。 準用後の第五十七条の二 （関係都道府県知事等の協力） 第五十七条の二 関係都道府県知事等（社会福祉連携推進法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉連携推進法人の認定所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉連携推進法人の認定所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 ２ 認定所轄庁は、第五十六条第一項、第四項から第七項まで及び第九項の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。		（所轄庁への届出の規定の準用） 第四十条の十五 第九条の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出について準用する。 第四十条の十五による準用後の第九条 （届出） 第九条 法第百四十四条において準用する法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。） イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面二通の提供 二 電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。） イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供 三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

-
- 一

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十九条第一項に規定する計算書類等
- 二

第三百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

	社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
運用後の第五十九条の二（第二項を除く。） （情報の公開等） 第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 一 第三百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容 二 第三百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容			（公表） 第四十条の十六 法第百四十四条において読み替えて準用する法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人が前条において準用する第九条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉連携推進法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。 3 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類 二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。） （調査事項） 第四十条の十七 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいう。）の内容 二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容 三 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に掲げる事項が記載された部分を除く。）の内容 四 その他必要な事項 （報告方法） 第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法とする。
2 （略） 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人（厚生労働大臣が認定所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査、分析及び必要な統計その他の資料の作成を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。			
4 認定所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。			
5 厚生労働大臣は、社会福祉連携推進法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算			

社会福祉（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。 6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。 7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。 準用後の第五十九条の三 （厚生労働大臣及び都道府県知事の支援） 第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉連携推進法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。 （社会福祉連携推進認定の取消し） 第四百四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。 一 第二百二十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 偽りその他の不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 2 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。 一 第二百二十七条各号（第五号を除く。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。 二 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に関連したとき。 3 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第六項及び第七項の規定は、認定所轄庁が第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第三百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第二百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。 準用後の公益法人法第二十九条第六項及び第七項 （公益認定の取消し） 第二十九条 （略）		一 第四十条の十七を参照 再掲 （公示の方法） 第四百三条の三 法第二百九条及び法第四百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （公益認定を受けている場合の特例） 第四百三条の二十一 （略） 2 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第四百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第四百四十六条の規定は、適用しない。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
2～5（略） 6 社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。 （社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与） 第百四十六条 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合において、第百二十七条第五号ルに規定する定款の定めに従い、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が当該社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号ルに規定する定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号ルに規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。 2 前項の「社会福祉連携推進目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。 一 当該社会福祉連携推進法人が取得した全ての社会福祉連携推進目的事業財産（第百三十七条各号に掲げる財産をいう。以下この項において同じ。） 二 当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した社会福祉連携推進目的事業財産 三 社会福祉連携推進目的事業財産以外の財産であつて当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡したものと及び同日以後に社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の支払その他厚生労働省令で定めるものの額の合計額 3 前項に定めるもののほか、社会福祉連携推進目的取得財産残額の算定の細目その他その算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 4 認定所轄庁は、第一項の場合には、認定取消法人に対し、前二項の規定により算定した社会福祉連携推進目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人と認定所轄庁との間に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。 5 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号ルに規定する定款の定めを変更することができない。		再掲 （公益認定を受けている場合の特例） 第四十条の二十一（略） 2 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。 （社会福祉連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課） 第四十条の十九 法第百四十六条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後の社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第百四十五条第一項又は第二項の社会福祉連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。 （社会福祉連携推進認定が取り消された場合における社会福祉連携推進目的取得財産残額） 第四十条の二十 認定所轄庁が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定の取消しをした場合における法第百四十六条第二項の社会福祉連携推進目的取得財産残額は、法第百四十四条において準用する法第五十九条第二号の規定により届け出られた財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該社会福祉連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

※灰色の網掛けは非準用規定

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
第五節 雑則 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用除外） 第百四十七条 社会福祉連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第百二十八条並びに第五章の規定は、適用しない。 （政令及び厚生労働省令への委任） 第百四十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉連携推進認定及び社会福祉連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、第百三十九条第一項及び第百四十二条の認可の申請に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。		一第百四十条の十三及び第百四十条の十四を参照

社会福祉法人
認可申請ハンドブック（資料編）

令和7年6月

伊勢市健康福祉部 福祉監査室

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 (0596) 21-5584

ファックス (0596) 21-5555

電子メール fukushi-kansa@city.ise.mie.jp

